第 3 次 あ ま 市 地 域 福 祉 計 画 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画



令和6年(2024年)3月 あ ま 市 あま市社会福祉協議会

本市では、平成31年(2019年)3月に「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を基本理念とした「第2次あま市地域福祉計画」を策定し、「地域共生社会」の実現に向けて、福祉の支援が必要な人を中心とした「福祉コミュニティ」づくりを市民の皆様はじめ、本市にゆかりのある方々と行政とが協働して推進してまいりました。

近年は、少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足による地域コミュニティの衰退が顕著となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症により様々な活動が停滞し、地域福祉活動にも大きな影響を及ぼしました。

また、人々が暮らしていく上での課題は分野ごとの施策では対応が困難な複合的な課題も増えており、総合的な支援体制の必要性が高まっています。

さらには、1月1日に発生した令和6年能登半島地震をはじめ、頻発する自然災害から 住民の生命財産を守るに当たり、地域の防災力の向上も求められるところです。

このような課題に対応していくためには、住民一人ひとりや多様な主体が参画し、行政 との包括的な連携により、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、みんなが安 心して共生できる「地域共生社会」の実現を目指すことが重要になると考えております。

こうした状況を踏まえ、新たに、本市の地域における現状課題を見据え、「みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ」を基本理念とした、「第3次あま市地域福祉計画」を策定いたしました。改めて、本計画を地域づくりの指針として、福祉の支援が必要な人だけでなく、地域のあらゆる人を対象とした「福祉コミュニティ」を推進するため、主役となる市民の皆様はじめ、担い手となる方々と公助となる行政とが共に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画 推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただきまし た市民の皆様、地域・関係団体の皆様、地域懇談会において地域の課題や解決策等につ いて活発な話し合いをしていただきました参加者の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和6年(2024年)3月

あま市長 村 上 浩 司

みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ

地域をとりまく課題は、年々多種・多様化しています。

少子・高齢化等による地域コミュニティの希薄化や貧困問題、高齢者の孤独死、ヤングケアラー、虐待、ひきこもり、ニート、ポストコロナによる新たな地域課題等により、複雑かつ多岐にわたる福祉課題に対応した地域福祉施策を展開することが求められています。



また、各地で大規模地震や豪雨等の自然災害が多発し、この地域でも南海トラフ地震が予測されており、市民の皆様においても、日ごろの暮らしを通して地域での支え合い、 人と人とのつながりの重要性が再認識されているところです。

このような中、社会福祉協議会では平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)を計画期間とする「第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進してきましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響により生活様式が大きく変化する中、地域に密着した施策や事業を展開してまいりました。

今後も引き続き、誰もが住みやすい地域を目指し、市民、地域福祉団体、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を担い、「地域共生社会」を実現するため、地域の特性を活かした福祉に関する活動について具体化した「第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を市の「第3次あま市地域福祉計画」と一体的に策定しました。

本計画の基本理念であります「みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ」の実現に向けて、多様なつながりと支え合いにより、誰もが地域で活躍できる仕組みづくり、安心して暮らせる環境づくりなどの施策を市民の皆様をはじめ、関係機関と共に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました牧村委員長をはじめ、各 委員の皆様、関係者各位の皆様に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

社会福祉法人あま市社会福祉協議会 会長 服 部 章 平

目次

第1部 第3次あま市地域福祉計画	1
序章 第2次計画の進捗状況 1 第2次あま市地域福祉計画の概要	
2 第2次あま市地域福祉計画の取組	
第1章 第3次計画の策定背景	
1 計画の策定体制	
2 本市における地域課題	
3 計画策定の目的	
第2章 第3次計画の概要	23
1 計画の性格	
2 基本理念	
3 基本方針	32
4 計画の体系	34
5 計画の担い手と推進体制	35
第3章 第3次計画の内容	37
1 重点施策	
2 計画の内容	
第2部 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画	59
序章 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の進捗状況	61
1 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要	63
2 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の取組	64
第1章 第3次活動計画の策定に当たって	65
1 社会福祉協議会の概要	67
2 地域福祉活動計画の策定	
3 地域福祉活動計画の基本的な考え方	
4 計画の位置づけ	
5 計画の期間	
6 計画の策定体制	69
第2章 第3次活動計画の基本的な考え方	71
1 基本理念	
2 基本方針	
3 計画の体系	75
第3章 第3次活動計画の内容	77
1 計画の内容(施策の方向)	
2 事業内容	84

第3部 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画	95
第1章 計画策定の背景1 計画策定の意義2 計画の位置づけ	99
第2章 成年後見制度を取り巻く現状	105
第3章 計画の基本理念と基本目標1 基本的な考え方2 基本理念3 基本目標4 計画の体系	119 119 120
第4章 計画の施策と事業	125 126
資料編 第1部 第3次あま市地域福祉計画 第2部 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 第3部 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画	133 138

第1部 第3次あま市地域福祉計画

序章 第2次計画の進捗状況

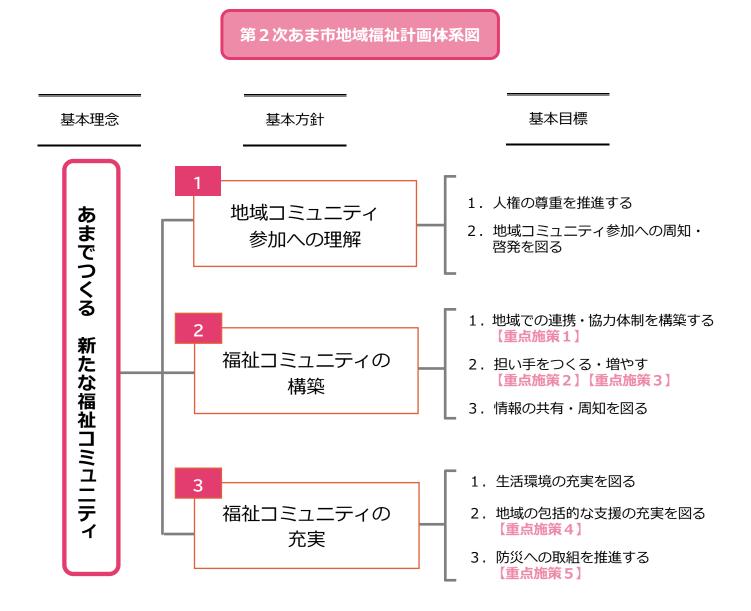
第2次計画の進捗状況

1 第2次あま市地域福祉計画の概要

本市においては、平成26年(2014年)3月に、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年を期間とする「あま市地域福祉計画」を策定しました。

その後、計画期間の終了に伴い、平成31年(2019年)3月に、平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの5年間を期間とする「第2次あま市地域福祉計画」を策定しました。

「第2次あま市地域福祉計画」では、「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を基本理念とし、福祉コミュニティに主眼を置いた3つの基本方針とその目標(5つの重点施策)により取組を進めてきました。



2 第2次あま市地域福祉計画の取組

基本方針1

地域コミュニティ参加への理解

地域福祉推進の大きな課題として、地域コミュニティの弱体化があり、地域コミュニティの必要性や 参加の重要性等の周知、地域活動や行事の参加促進を行ってきました。また、人権尊重の意識啓発や 人権教育の充実を図るなど、地域の思いやりや支え合いの理解を深めるための事業を行ってきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、一部の福祉教育の事業の縮小、地域におけるふれ あい・いきいきサロンの中止や利用者減少がありましたが、市民活動祭×ボランティアフェスティバル 「あまのわ」の参加者増加など、地域主体による市民活動が着実に根付きつつあります。

今後は、子どもから高齢者、障がいのある人や外国人など多様な市民が集い、参加する地域活動を 促進する環境づくりに取り組んでいきます。

基本方針 2

福祉コミュニティの構築

「地域共生社会」の実現に向けて NPO・市民ボランティアなど多様な主体による連携の推進や民生委員・児童委員、社会福祉協議会(以下「社協」といいます。)との連携強化に取り組んできました。

また、生活支援体制整備協議体の設置による情報共有、地域資源の把握や生活支援コーディネーターの配置、地域学校協働活動の推進など、地域での幅広い連携により市内の福祉コミュニティ構築を図っています。

しかし、地域の見守りネットワークの確立やボランティア等の育成はボランティアのコーディネートに 課題があるため、今後は市内でボランティアが活躍できる環境整備に取り組んでいきます。

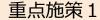
基本方針3

福祉コミュニティの充実

いつまでも安心して暮らせるまちづくりのために、子育てや高齢者、障がいのある人など、誰もが地域で安全に安心して暮らせるコミュニティの充実に取り組んできました。

また、生活困窮者への支援については、コロナ禍における支援を継続的に行い、積極的なアウトリーチによる相談支援を行ってきました。令和3年(2021年)4月には、権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用の促進に関する相談支援を開始しました。

今後は複合的な課題を抱えた方々を重層的に支援できるよう、重層的支援体制の整備に向けて、関係機関と調整の上、引き続き取り組んでいきます。



地域の交流拠点づくりの推進

小れあい・いきいきサロンの充実

地域における多世代の交流の拠点として、各地区でのサロンを開設してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、一部サロンの廃止を余儀なくされるほか、参加者が減少する結果となりました。今後は参加者の増加のため、サロンの周知を図っていきます。

■ふれあい・いきいきサロン数

	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成果指標	(2017年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
	実績	実績	実績	実績見込
ふれあい・いきいき	27	29	27	29
サロン数	27	29	21	29

②協議体の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活支援体制整備協議体の開催が制限されましたが、あま市社協とともに第1層、第2層協議体により、ネットワーク間の情報共有・連携強化を行ってきました。今後も各地区での地域課題の抽出や地域資源の把握を行っていきます。

③学校と地域の連携体制の確立

地域学校協働活動の情報共有のため、連絡会議を開催したほか、地域ボランティアと連携した地域 学校協働活動に取り組んできました。今後も活動の継続のために、市民活動センターや各種団体と連 携したボランティアの確保に努めていきます。

重点施策 2

活動の担い手の育成・増加

①地域活動への参加啓発

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、地域活動が実施できない状況が続いていましたが、 市民活動団体の活動が徐々に再開され、市民活動祭×ボランティアフェスティバル「あまのわ」では、参加者数を増加させることができました。今後も地域活動の多様な参加者を増やすため、活動の周知を 継続していきます。

②人権・福祉教育の充実

関係機関と連携し、地域や学校、保育園など、様々な場所での人権教育の活動を推進してきました。 今後も新しい人権課題などに対応した人権教育・福祉教育を実施していきます。

重点施策3

ボランティア活動の推進体制整備

①ボランティア活動の窓口整備

市民ボランティアの窓口である社協、市民活動センター、生涯学習課が連携して体制整備に取り組んできました。今後は、ボランティアコーディネーターの配置による活動の総合的なコーディネートの機能向上に努めます。

②ボランティア参加者の増加

各種ボランティア養成講座の開催によりボランティア人材の育成に取り組んできました。今後も中高生を対象とした養成講座やボランティアマッチングにより、参加者の増加に取り組んでいきます。

■安心支え合いネット員の登録者数及び利用者数

	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成果指標	(2017年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
	実績	実績	実績	実績見込
ネット員数	132人	146人	141人	124人
利用者数	174人	199人	181人	175人

重点施策4

福祉総合相談窓口の設置

①生活困窮者自立支援事業の充実

コロナ禍において相談件数が急増する中でも、継続的に生活困窮者の支援を行ってきました。窓口への来所相談のみならず、アウトリーチによる相談支援も積極的に行ってきました。

また、生活困窮者の個別課題に幅広く支援を提供できるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業の任意事業を事業化し、支援体制を拡充することができました。今後は物価高騰などの社会的背景を踏まえた生活困窮者支援を展開できるよう、引き続き取り組んでいきます。



	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成果指標	(2017年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
	実績	実績	実績	実績見込
新規相談件数	273件	626件	427件	300件

②成年後見制度の利用促進

令和3年(2021年)4月に新しく権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護に関する相談支援に取り組みました。この権利擁護センターは生活困窮者自立支援窓口と一体的に設置し、制度間の連携を密にするとともに、「地域共生社会」の実現の足がかりとしました。また、令和5年(2023年)7月から、社協において法人後見を始めました。今後は、第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域で支える権利擁護支援の取組を実施していきます。

重点施策5

災害時の支援体制の整備

①自主防災会の活動への参加促進

コロナ禍により防災訓練の実施回数が減っていましたが、令和3年(2021年)以降は実施回数、参加者ともに増加しています。また、自主防災会へ補助金を交付し、防災倉庫などの整備の支援を行いました。今後も引き続き支援を行っていきます。

②避難行動要支援者個別支援計画の作成の促進

避難行動要支援者システムを導入し、名簿登録された要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者への名簿情報の提供に取り組みました。今後は同意を得られた要支援者の名簿を関係機関と共有することで、さらに個別避難計画の作成を進め、地域防災力の向上を図っていきます。

■避難行動要支援者個別避難計画の作成者数

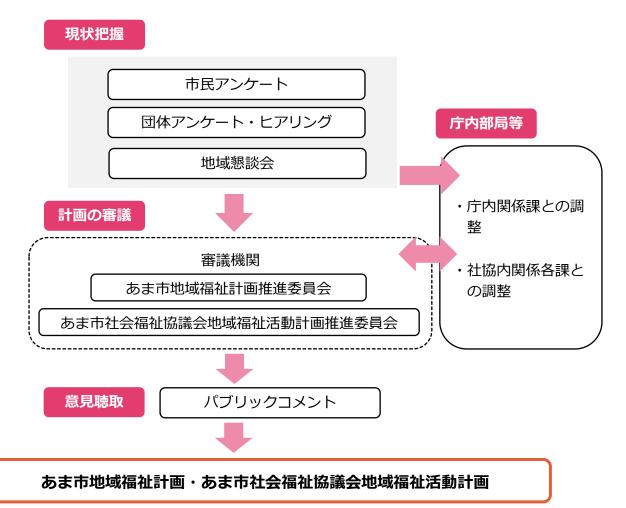
	平成29年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成果指標	(2017年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
	実績	実績	実績	実績見込
障がい者数			17人	16人
高齢者数			14人	13人

第1章 第3次計画の策定背景

第1章 第3次計画の策定背景

1 計画の策定体制

第3次あま市地域福祉計画(以下「第3次計画」といいます。)は、市民の協力のもとアンケート調査などの現状把握を行い、あま市地域福祉計画推進委員会による計画の審議や庁内部局等との調整、パブリックコメントを経て策定しました。



■現状把握の状況

(1) 市民アンケート調査

地域に対する意識や身近な地域福祉の課題について、市民の意見を把握することを目的として実施しました。

<調査概要・回収結果>

調査対象	18歳以上の市民	配 布 数	3,000件
抽出方法	無作為抽出	有効回収数	1, 118件
調査期間	令和4年10月6日(木)~10月28日(金)	有効回収率	37.3%
調査方法	郵送による送付・回収		

<市民アンケート結果の留意事項>

- ① 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、比率の合計が100%にならないこともあります。
- ② 回答率(%)は、その質問の回答者数を母数として算出しました。
- ③ 基数となるべき実数(n)は、設問ごとの回答者数として掲載しました。比率については、この回答者数を100%として算出しています。
- ④ 複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数とし、その項目を選び、〇印をつけた 人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は100% を超える場合もあります。

(2) 団体アンケート及び団体ヒアリング調査

市内の関係福祉団体30団体に、地域福祉に対するご意見をうかがい、今後の取組への反映を目的として実施しました。また、ご協力いただいた6団体を対象に、対面でのヒアリング調査を実施しました。

<調査概要・回収結果>

調査対象	市内の関係福祉団体			
対 象 数	30団体			
調査期間	令和4年10月6日(木)~10月28日(金)			
調査方法	郵送による送付・回収			
回収数	21団体(70%)			

<調査対象団体>

	団体名		団体名
1	あま市老人クラブ連合会	16	特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘
2	あま市遺族連合会	17	小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」
3	あま市母子寡婦福祉会	18	美和おはなしグループ グー・チョキ・パー
4	あま市身体障害者福祉協会	19	古道防犯チーム
5	あま市民生委員児童委員協議会	20	パールの会
6	あま市心身障害児(者)保護者会	21	読み聞かせサークルぶっくっく。
7	NPO法人ママ・ぷらす	22	あま市赤十字奉仕団
8	NPO法人恵泉会	23	西尾張明るい社会づくりの会
9	NPO法人ゆったりホーム海部はすの里	24	美和高校地域活動部
10	NPO法人ライフサポートみわ	25	ミルキーねっと
11	NPO法人ORR社会貢献セミナー	26	手話サークル七宝
12	NPO法人あるいていこう	27	らんぷるうむ
13	NPO法人あま市防災ネット	28	大字安松区
14	NPO法人ほっとネット・みわ	29	大字木田区
15	NPO法人あま福祉会	30	大字上萱津区



<団体ヒアリング調査日程>

	日時		対象団体名	場所
1	 令和4年	13:30~	 大字上萱津区	上萱津コミュニティ防災
		13.50	八丁二三十四	センター
2	12月19日(月)	15:30~	ふくじゅそう	ふくじゅそう
		0.20		あま市役所甚目寺庁舎
3	A10.4/T	9:30~	NPO法人あま市防災ネット	3階 第4会議室
4	令和4年	13:30~	NPO法人恵泉会	ホッとスペースいずみ
5	12月20日(火)	15:30~	ミルキーねっと	あま市役所本庁舎
6		16:30~	らんぷるうむ	2階 大ホール

(3) 地域懇談会の実施

「地域福祉の課題の共有と課題解決のアイデア」をテーマに、対面形式で地域住民の立場で協議・検討することを目的に全3回開催しました。

<地域懇談会開催日程>

開催日程	①令和5年6月10日(土)、②6月17日(土)、③6月24日(土)
開催場所	あま市役所
参加人数	76人
開催方法	ワークショップ形式
_ ¬	あま市の地域福祉の課題と課題解決のために市、住民、社協、団体
T - V	などができること

■あま市地域福祉計画推進委員会の設置

保健・医療、社会福祉、高齢福祉、児童福祉、教育関係の代表者及び学識経験者等で構成される「あま市地域福祉計画推進委員会」を設置し、第3次計画の策定に関して審議しました。

■パブリックコメントの実施

広報あま、市公式ウェブサイトにより、計画策定に当たってのご意見等を広く市民から募集しました。

<パブリックコメント結果>

募	集	期	間	令和6年1月4日(木)~令和6年2月2日(金)
意見を出された方		た方	2人	
意	見		数	17件

2 本市における地域課題

アンケート調査及び地域懇談会等から、本市が抱える地域課題の現状についてまとめました。

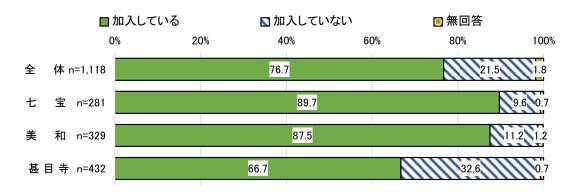
(1) 地域とのかかわりに関する課題

自治会の加入率は7割以上であり、地域活動への参加意向についても全体で5割を超えています。 一方で、地域活動への参加状況は約3割となっており、参加のきっかけづくりなど参加を促すための 取組が求められています。

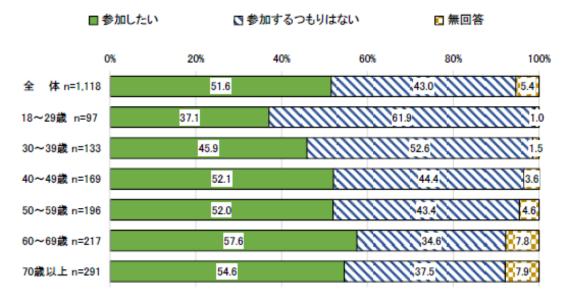
地域懇談会では近所付き合いの希薄化や町内会の加入者が減少しているとの意見があり、交流の場づくりや世代間のコミュニケーションの必要性が指摘されており、対象を問わない包括的なつながりを創出していく必要があります。

【市民アンケート調査結果】

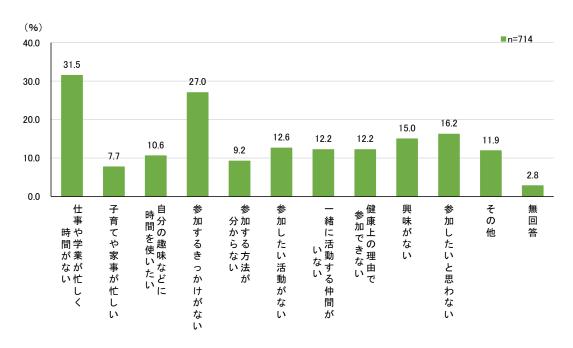
①自治会の加入状況について(地区別)



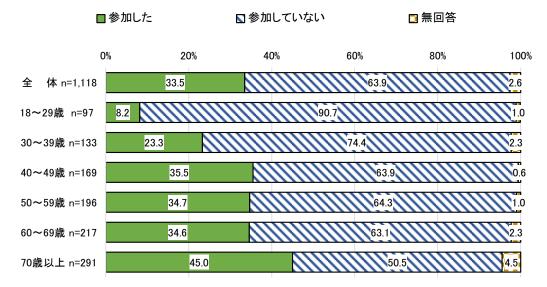
②地域活動や行事への参加意向について(年代別)



③地域活動や行事へ参加していない理由について



④地域活動・行事への参加状況について(年代別)



【地域懇談会の意見】

- ・オープンに行ける場所をつくる。そこに行くと、何かできる、趣味的なことに参加できる、おしゃべりができるような場所。
- ・町内会の事業で世代間でコミュニケーションがはかれる事業を発掘していく。
- ・誰もが気軽に立ち寄れる場所づくり。(市の運営するレストラン・カフェ・子ども食堂)
- ・町内会の案内などの際に近所を紹介する。町内の子ども向けのイベントなどをメインに伝える。
- ・自治会加入のメリットをできるだけ発信していく。
- ・自治会に加入すれば特典があるようにする。

(2)地域の支え合いに関する課題

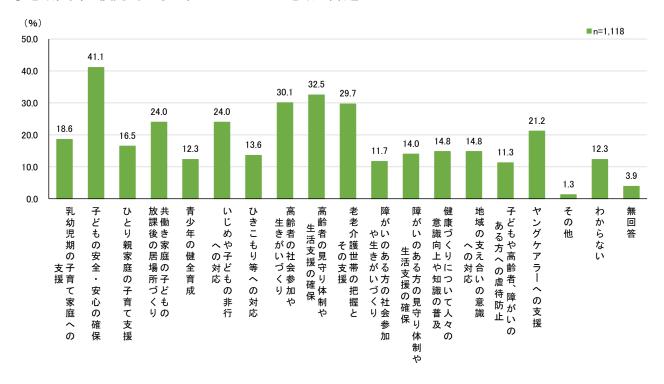
地域住民が優先的に取り組んでいきたい地域の課題では、子どもに関する回答として「子どもの安全・安心の確保」や「共働き家庭の子どもの放課後の居場所づくり」、「いじめや子どもの非行への対応」が多くなっており、子どもが安心して育つための環境が必要とされていると考えられます。また「高齢者の見守り体制や生活支援の確保」や「高齢者の社会参加や生きがいづくり」も多くなっているため、子どもから高齢者までを支える仕組みが必要だと考えられます。

新たな地域のつながりを築くために進めるべき取組については、「年齢や障がいの有無に関わらず誰もが安心して過ごせる居場所づくり」や「子どもの見守りや防犯活動の推進」が多くなっており、世代を問わない交流活動や居場所づくりを推進することの必要性が高まっていると考えられます。

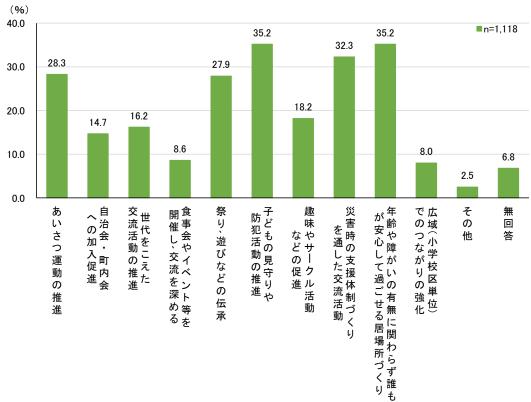
地域の支え合いの関係を築くために必要だと思うつながりについては、「ご近所、自治会・町内会などのつながり」が最も多くなっています。その他では、「防犯・防災活動を通じたつながり」や「子育て、介護など同じ悩みをもつ当事者やその支援グループのつながり」などの共通のテーマによるつながりが多くなっており、地域でのつながりを得るためのきっかけをつくることが重要ではないかと考えられます。

【市民アンケート調査結果】

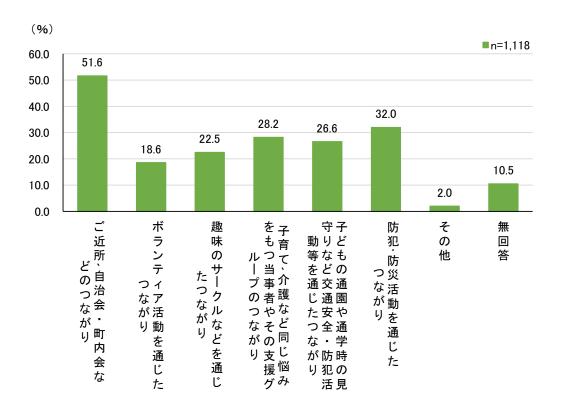
①地域住民が優先的に取り組んでいきたい地域の課題について



②新たな地域のつながりを築くために進めるべき取組について



③地域の支え合いの関係を築くために必要だと思うつながりについて



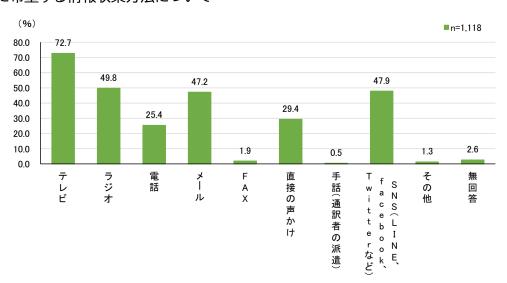
(3)災害時における活動に関する課題

災害時に希望する情報収集方法について、「テレビ」や「ラジオ」といった既存のメディアが多く回答されていることに加え、「SNS(LINE、facebook、X(旧 Twitter)など)」が多くなっており、行政による情報発信にSNSの活用が求められていると考えられます。

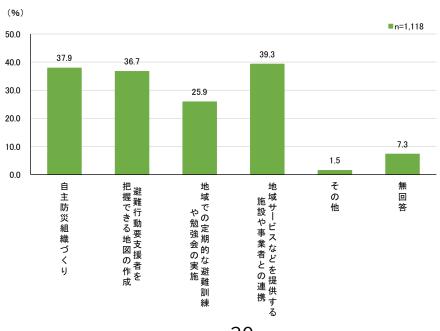
災害時に支えあう地域づくりに必要なことについて、「地域サービスなどを提供する施設や事業者との連携」が最も多く回答されており、次いで「自主防災組織づくり」が多くなっているため、自助、あるいは地域住民同士の互助だけではなく、施設や事業所との連携を含め、地域で一丸となって支え合っていくことが必要だと考えられます。

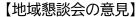
【市民アンケート調査結果】

①災害時に希望する情報収集方法について



②災害時に支え合う地域づくりに必要なことについて





- ・防災訓練、自主防災の統括が必要。
- ・地域によっては活発な内容で行われている所もあるのでその方達に自主防災の役員にアドバイス の場を設けてもらう。
- ・避難所を町内での回覧板で発信する。市役所が避難所の場所をわかりやすくする。
- ・避難体験会を行う。(例:避難所に一泊してみよう)
- ・一刻も早く福祉避難所を地域で確保し、障がい者・障がい児への災害対策を進めてほしい。
- ・外国人の方へ学校から地域防災訓練のお知らせを配布してもらう。
- ・災害時の障がい者の対応計画の作成について、行政は実態を知るために当事者へヒアリングをし てほしい。

■地域懇談会の様子







3 計画策定の目的

本市が抱える地域課題を解決していくためには、行政による福祉サービスだけでは対応しきれず、 地域住民が主体となり課題の解決に取り組むことが必要です。

本市では、「地域福祉」を「地域のみんなが安心して暮らすために 地域のみんなで福祉課題の解決 に取り組むこと」と定義し、第2次計画の実績も踏まえ、新たに第3次計画を策定します。

本市における「地域福祉」の定義

地域のみんなが安心して暮らすために 地域のみんなで福祉課題の解決に取り組むこと

第2章 第3次計画の概要

第2章 第3次計画の概要

1 計画の性格

(1) 国の動向

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの 基盤が弱まってきている状況にあります。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、 人と人とが世代や分野を超えてつながることで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。改正社会福祉法(平成30年4月1日施行)における「地域福祉の推進」で、その実現への 取組を推進しています。

■地域共生社会(「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ)

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、 人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らし ていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。

■地域福祉の推進 (社会福祉法第4条第2項)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する 一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する 機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、地域住民が抱えている複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、令和2年(2020年)の 社会福祉法の改正により、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制整備を行うため の「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第106条の4第2項)

「重層的支援体制整備事業」とは、(中略)地域生活課題を抱える地域住民及びその 世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環 境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(2) 県の動向

- ●「あいち健康福祉ビジョン2020」の策定(平成28年(2016年)3月) 福祉分野と医療分野の連携を含めた健康福祉全体の方向性を示しています。
- ●「あいち福祉医療保健ビジョン2026」の策定(令和3年(2021年)3月) 令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年を計画期間とし、都道府県地 域福祉支援計画(社会福祉法第108条)と位置づけています。

○あいち福祉医療保健ビジョン2026

(「第4章 主要な施策の方向性のうち、地域福祉に関する施策部分の抜粋)

第1節 共に支え合う地域づくり

項目	主要な施策の方向性
(1)分野にとらわれない包括的 な支援の推進	重層的支援体制の整備等/生活困窮者への包括的な支援/ ひきこもり状態にある人への支援/自殺対策の推進/外国 人県民が安心して暮らせる環境づくり/福祉的な支援を必 要とする矯正施設退所者等への支援/適切な居住環境の確 保/災害時要配慮者への支援の推進
(2)一人ひとりの尊厳を尊重し た社会づくり	人権教育・普及の推進/障害のある人への差別解消に向けた取組の推進/新型コロナウイルス感染症への理解促進/権利擁護の推進/適正な事業運営の確保等/子どもや高齢者、障害のある人への虐待防止/DV 防止・被害者支援
(3)地域を支え活躍する人づく	住民の地域活動への参加促進/地域づくりを担う団体への 支援
(4)共に支える意識の醸成と環境づくり	共に支え合う意識の醸成/人にやさしい街づくりの推進

(3) 本計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

根拠法令・計画の性格

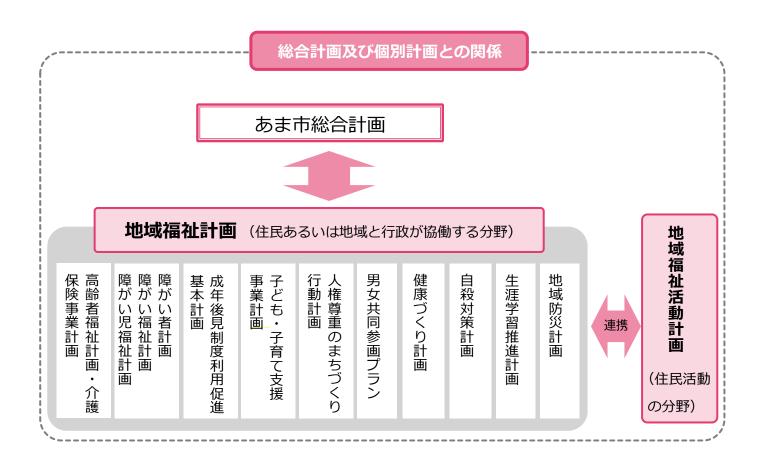
	地域福祉計画	地域福祉活動計画	
策定の根拠法(根拠)	社会福祉法第107条	全国社会福祉協議会	
来是U/依拠法(依拠)	位云佃仙広东IU/宋	「地域福祉活動計画策定指針」	
計画の性格	行政の計画	民間が協働して取り組む行動計画	
は両の祭堂主体	地域住民等の参加を得て	地域住民や地域の福祉活動団体及び機関の	
計画の策定主体	行政が策定	主体的参加を得て、市町村社協が策定	

[※]再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づき、「再犯防止の推進」を第3次計画に内包します。

(4)計画の位置づけ

改正社会福祉法により、地域福祉計画は高齢者、障がいのある人、児童等の各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられたことから、本計画では、市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障がいのある人もない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。

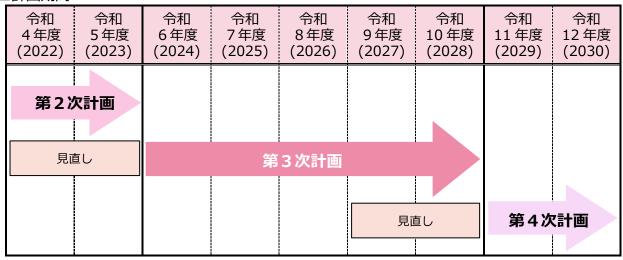
また、社協が策定する「第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とも整合を図り、相互に連携した計画とします。



(5)計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を期間とします。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

■計画期間





計画策定の目的である、みんなで地域の福祉課題を解決していくためには、住民一人ひとりや多様な主体が参画し、行政との包括的な連携により、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、みんなが安心して共生できる「地域共生社会」の実現を目指すことが必要です。

本市では、この「地域共生社会」の実現に向けて、福祉の支援の必要な人だけでなく、地域のあらゆる人を対象とした「福祉コミュニティ」を推進するため、「みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ」を本計画の基本理念とします。

基本理念

みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ

○地域包括ケアシステムとの整合

福祉コミュニティづくりに当たっては、地域包括ケアシステム(※)と整合性を図り、あま市全域を福祉コミュニティの範囲と位置づけます。

また、地域コミュニティは、身近な自治会・町内会の範囲とします。

※地域包括ケアシステムとは、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が身近な地域で包括的に確保される体制をいう。

■計画における範囲の設定

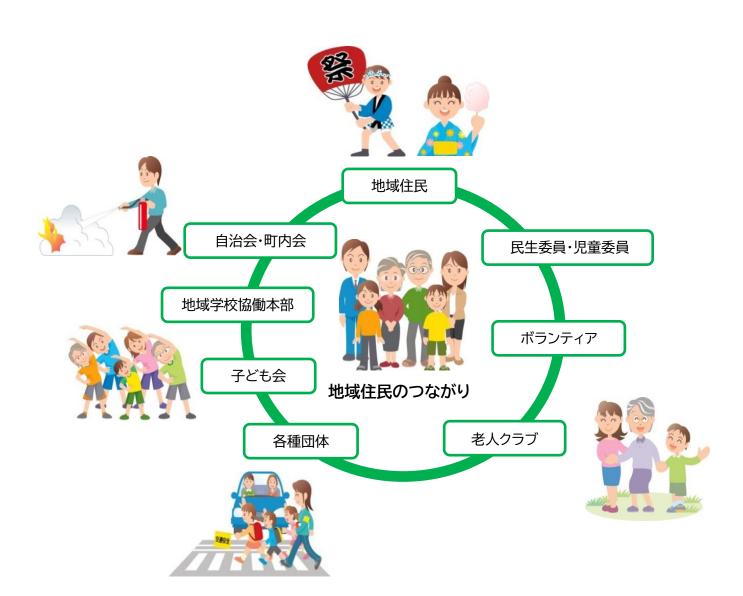
地域の範囲	地域福祉計画
あま市全域	福祉コミュニティ
自治会·町内会	地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの考え方

○地域コミュニティ

- ・本計画では、「地域の中で生じる課題を地域住民による支え合いにより解決 するつながりの場」とします。
- ・地域コミュニティの範囲は、身近な「自治会・町内会」とします。

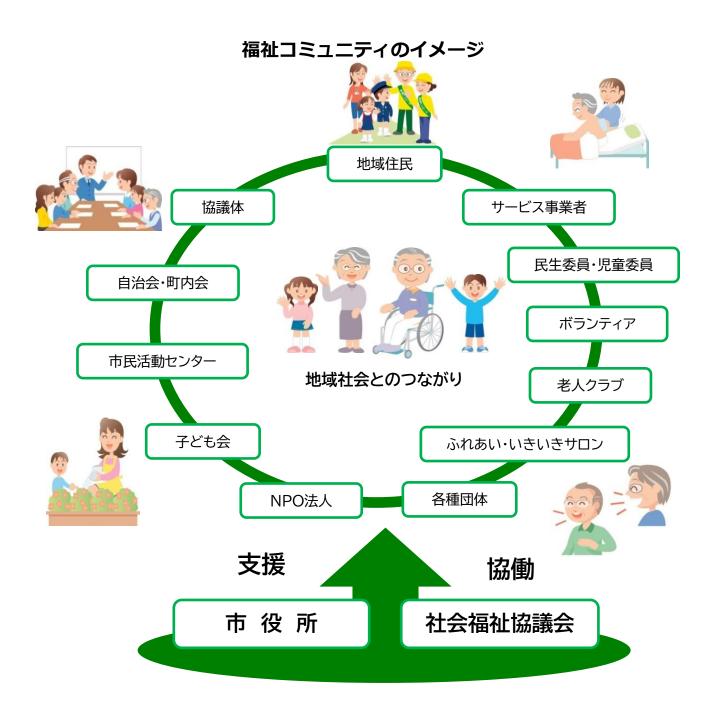
地域コミュニティのイメージ



(2) 福祉コミュニティの考え方

○福祉コミュニティ

- ・本計画では、「地域の中で生じる福祉課題について、地域住民、関係機関、事業 者等との包括的な連携支援によって解決していくしくみを持つ地域社会」としま す。
- ・「支える人」「支えられる人」は、支援を通じて時と場合で役割が入れ替わるため、「お互い様」という、支援が必要な人を中心に据える支え合いの関係づくりが重要となります。



3 基本方針

第3次計画の基本方針を「地域コミュニティの再構築」「福祉コミュニティの充実」「だれもが集うコミュニティの構築」の3つとし、この基本方針をもとに、関連する基本目標を設定します。

地域コミュニティの再構築 これからの地域コミュニティを構築していきます

地域コミュニティづくりのための地域活動や行事への参加促進を行ってきましたが、コロナ禍によって地域やコミュニティ同士のつながりが薄れ、これまで地域が抱えてきた課題が顕在化しています。つながりが薄れたコミュニティを再構築するためには、再度地域で集う活動の参加への理解を深め、活動を展開していくこと、また参加しやすい活動の機会を提供することが重要になるため、これまでの地域コミュニティの再構築のための取組を推進していきます。

2 福祉コミュニティの充実 みんなが安心して暮らせる地域をつくりましょう

これまでの福祉コミュニティの構築においては、地域のみんなが主役で主体的に活動できる環境づくりや地域の様々な団体等が生活支援において連携する取組を進めてきました。福祉の課題が複雑化する状況においては、より一層の地域の連携と包括的に支援する体制づくりが必要なため、福祉コミュニティ充実のための取組を推進していきます。

3 だれもが集うコミュニティの構築 だれもが集うことのできるコミュニティが必要です

福祉課題が複雑化・複合化している状況においては、公的サービスでは対応が難しい課題が顕在化し、重層的な支援体制を構築していくことが必要になります。また、子どもから大人まで多世代が交流する場づくりなど、コミュニティの垣根を越えてだれもが集うことのできる場所づくりが重要です。子どもから大人まで世代や属性を問わず、地域に住む誰もが役割や生きがいを持って、地域社会全体を支え合う担い手であるという視点を持ち、地域コミュニティや福祉コミュニティの枠にとらわれない、だれもが集うコミュニティの構築に向けた取組を推進していきます。



SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年(2030年)までの17のゴール・169のターゲットからなる国際目標です。貧困問題やジェンダー平等など持続可能な社会の実現を目指すためのビジョンや課題が示されています。

本計画においても SDGs の掲げる目標との整合を考慮し、地域福祉を推進していきます。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



<u>4 質の高い教育をみんなに</u>

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び 女児のエンパワーメントを行う



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成し

よう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを 活性化する

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





































基本理念

基本方針

基本目標

1 地域コミュニティの再構築

これからの地域コミュニティを 構築していきます







(2)地域コミュニティ参加の周知・ 啓発

(1) 人権尊重の推進

2 福祉コミュニティの充実

みんなが安心して暮らせる地域 をつくりましょう







- (1) 生活環境・地域の包括的な支援 の充実
- (2)担い手をつくる・増やす
- (3) 防災への取組を推進する
- (4)情報の共有・周知を図る
- (5) 再犯防止の推進

3 だれもが集うコミュニティの構築

だれもが集うことのできるコミ ュニティが必要です





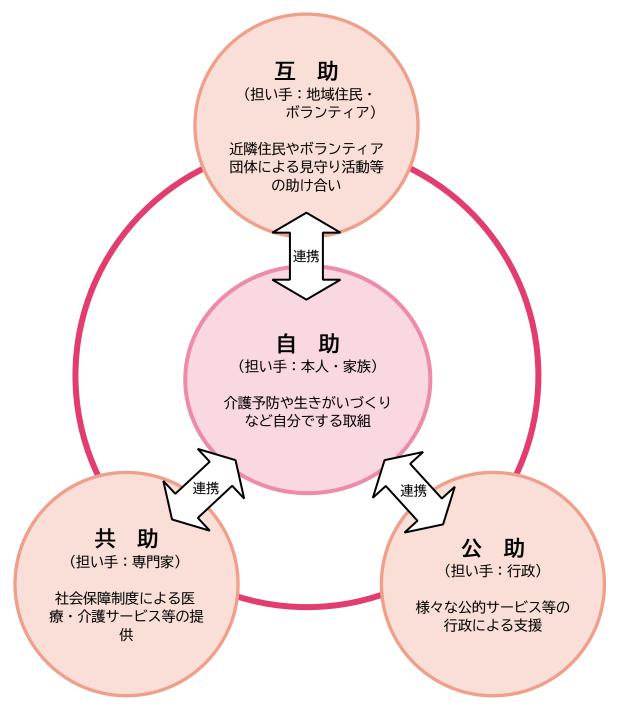


- (1)包括的な相談の支援
- (2) 多様な人が集う場づくりの推進

5 計画の担い手と推進体制

地域住民が主体となって地域で福祉課題を解決していくためには、それぞれの役割を担い連携しながら、一体となって推進していく体制が必要です。第3次計画における役割を次のとおり示します。

地域福祉推進の輪



第3章 第3次計画の内容



1 重点施策

第3次計画では、基本目標の実現のため計画期間中、特に重点を置いて進める施策として以下の3つを掲げ、各施策の積極的な推進を図ります。

重点施策1

人権尊重とボランティア活動の推進・充実

①人権教育と福祉教育の向上

様々な人が活躍し、支え合う社会の実現に向けて、人権意識の向上や地域福祉の理解向上のための啓発・教育活動に取り組みます。

②ボランティア活動の場の充実

ボランティアの窓口を設置している社協ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習課が連携し、活動の支援や紹介を行うほか、ボランティアコーディネーターを配置し、活動の場の開拓や情報収集などの総合的なコーディネートを行います。

重点施策2

災害時の支援体制の充実

①避難行動要支援者制度の取組推進

避難行動要支援者名簿に登録された情報を避難支援等関係者へ提供したり、関係機関と共有したりすることにより、個別避難計画の作成を進めることで、要支援者制度のさらなる充実に取り組みます。

■避難行動要支援者個別避難計画の作成者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指標	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)
	目標	目標	目標	目標	目標
個別避難計画 作成者数	35人	40人	45人	50人	55人

②災害ボランティアセンターの機能向上

自主防災会との連携の強化やボランティアの育成により、災害時に設置する災害ボランティアセンターの機能向上に取り組みます。

重点施策3

福祉相談窓口の機能拡充

①重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討

福祉ニーズの複雑化・複合化により、世代や属性を問わない包括的な支援の必要性が高まっていることから、庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討します。

■重層的支援体制整備事業実施計画

TK-T#	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指標	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)
	目標	目標	目標	目標	目標
実施計画	調査研究 一		移行準備 -		
大心可凹	明年训九		1911年 -	_	

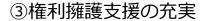
②生活困窮者自立支援の充実

生活困窮者の相談支援を引き続き実施する中で、多様化・複合化した生活課題に即した対応ができる支援体制とするとともに、社会的背景を踏まえた支援の充実に取り組みます。

■生活困窮者自立支援の取組

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 (2026年度) (2027年度) 指標 (2024年度) (2025年度) (2028年度) 目標 目標 目標 目標 目標 270件 275件 相談件数 260件 265件 280件 生活困窮者 支援会議1の 20 3回 40 4回 4回 開催

¹ 生活困窮者支援会議とは、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、生活困窮者に関する情報共有等を行うことを可能とするものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行うもの。



本書の第3部にある第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、引き続き成年後見制度の普及・啓発に取り組みます。また、本人の状況や判断能力に応じて、成年後見制度の利用促進につながるよう、市長申立てを含めて審判申立てを支援します。

成年後見制度の利用促進において、支援が必要な方を地域で支えるために、法人後見を積極的に受任していきます。

■成年後見制度の利用促進

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指標	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)
	目標	目標	目標	目標	目標
審判申立て 件数	5件	5件	6件	6件	7件
法人後見 受任件数	3件	5件	7件	9件	10件

2 計画の内容

基本方針 1 地域コミュニティの再構築 これからの地域コミュニティを構築していきます

基本目標

(1) 人権尊重の推進

(2)地域コミュニティ参加の周 知・啓発







(1) 人権尊重の推進

【施策の方向】

○人権に関する広報・啓発、教育を推進することにより、誰もが地域コミュニティに参加しやすい環境 づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助(本人·家族)	人権の大切さについて理解し、一人ひとりの人権尊重 に努めましょう。
互助(地域住民・ボランティア)	住民一人ひとりがお互いの人権に配慮し、支え合いましょう。
共助(専門家)・公助(行政)	人権に関する講演会等を開催し、啓発に努めます。

No.	事業名	内容	主な担当課
1	人権尊重、男女共同参画に係る 広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報 を市民や事業所に対し、広報あまや啓発 パンフレット、市公式ウェブサイト、講演 会等を通して啓発していきます。	人権推進課

	4
	5

No.	事業名	内容	主な担当課
2	人権教育・啓発の推進	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権推進課 保育課 学校教育課 生涯学習課
3	差別意識の解消に向けた啓発の推進	部落差別(同和問題)に対する正しい理解を深め、差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	人権推進課
4	人権ふれあいセンターの有効活 用	人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。	人権推進課
5	障害者差別解消法の周知・啓発	障がいのある人への差別解消の取組として、市民に対して広報あま、市公式ウェブサイトでの障害者差別解消法の周知やあま市・大治町障がい者支援協議会での啓発活動を行っていきます。 市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施していきます。	人権推進課 障がい福祉課
6	福祉教育の推進	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。 社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話、点字、車いす、盲導犬等の福祉体験(福祉実践教室)を行い、各学校の福祉に関する取組を支援します。	社会福祉課 学校教育課
7	障がいの特性についての周知・ 啓発	障がいの特性について、広報あまや市 公式ウェブサイトなどの様々な媒体で周 知し、理解を深めます。	障がい福祉課
8	認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座を定期的に 開催することで、サポーターの普及に努 めるとともに、認知症に対する正しい知 識や理解から、認知症の人と家族への 支援を含めた、地域で支えるしくみづく りを進めていきます。	高齢福祉課

(2)地域コミュニティ参加の周知・啓発

【施策の方向】

○地域コミュニティ参加の重要性の周知や様々な行事・イベントを開催し、多くの人が身近な地域活動 や行事へ参加するよう促します。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助(本人·家族)	地域コミュニティ参加の重要性を理解し、地域活動に参加しましょう。
互助(地域住民・ボランティア)	地域で行われるお祭り等の行事を大切にしましょう。 ふれあい・いきいきサロンなど、地域の活動に参加しましょう。 町内行事やイベントの内容等を工夫し、参加者を増やしましょう。 地域で活動する人による横のつながりをつくりましょう。
共助(専門家)・公助(行政)	様々な媒体を通じ、コミュニティ参加の重要性の周知・ 啓発を図ります。

No.	事業名	内容	主な担当課
1	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、「地域共生社会」の意義等を周知していきます。	企画政策課
2	地域活動や行事への参加促進	地域におけるふれあい・いきいきサロン 等の活動や市民活動祭×ボランティアフェスティバル「あまのわ」のイベントなど を通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	企画政策課 社会福祉課



3 すべての人に 健康と福祉を

11 住み続けられ まちづくりを



福祉コミュニティの充実 基本方針 2 みんなが安心して暮らせる地域をつくりましょう

(1) 生活環境・地域の包括的な支援の充実 (2) 担い手をつくる・ (3) 防災への取組を推 進する 基本目標 増やす 17 バートナーシップで 目標を達成しよう (4)情報の共有・周知 (5) 再犯防止の推進 を図る

(1) 生活環境・地域の包括的な支援の充実

【施策の方向】

○地域福祉の課題は、介護、子育て、障がいなどにとどまらず、住まいや交通など広範囲にわたり、バ リアフリー化や様々な機関との連携、見守りネットワークの確立など多岐にわたる取組が必要です。 これらの課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
	福祉に関して興味・関心を持ちましょう。
自助(本人·家族)	悩み事があったら身近な人に相談したり、周りの人の 助けを得るようにしましょう。
	日頃から近所の人と声をかけあい、異変に気づいたら 民生委員・児童委員などに連絡しましょう。
互助(地域住民・ボランティア)	民生委員・児童委員、地域のボランティア等を中心とし た見守り活動を地域に広めていきましょう。
	保健・福祉サービスの制度への認識を深め、必要な人 へ情報を提供しましょう。
	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めま す。
共助(専門家)・公助(行政)	関係機関との連携により、切れ目のない相談支援体制 を整備します。

ſ						
ļ	No.	事業名	内容	主な担当課		
	1	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスを運営しています。市巡回バス利用のPR等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	企画政策課		
	2	既存施設のバリアフリー化の推 進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい 建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペー ス等の整備、改善に取り組みます。	都市計画課 土木課		
	3	安全な道路交通環境の整備推 進	高齢者や障がいのある人、子どもなど、 すべての人に配慮したユニバーサルデ ザインによる公共的な建物・道路等の整 備を促進します。 安全で安心した生活が送れるように危 険箇所の把握と整備を行い、交通弱者 の視点に立った道路交通環境の整備を 図っていきます。	都市計画課 土木課		
	4	社協との連携強化	社協は、公私協働の福祉のまちづくりを 目指し、地域福祉の推進役として活動し ています。障害者相談支援事業や地域包 括支援センター事業を市より受託し、各 種相談支援を行っています。今後もより 緊密な連携を図るため、調整会議を実施 していきます。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課		
	5	民生委員・児童委員との連携強 化	民生委員・児童委員活動において、市民 の多様な相談内容に対応できるよう、研 修機会の拡大等の支援を実施していき ます。	社会福祉課		
	6	地域包括ケアシステムの深化・ 推進	地域包括ケアシステムの推進に向け、 NPO、ボランティア、民間事業者、地域 団体等、多様な主体と行政が協力・連携 を図り、地域の理解を得ながら協働の体 制づくりを進めていきます。	高齢福祉課		





No.	事業名	内容	主な担当課
7	地域の見守りネットワークの確立	安心支え合いネットワーク事業(社協)では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア(支え合いネット員)が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業体制の充実を図ります。 また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店、薬局、ドラッグストアなど、「あま市高齢者地域見守り	高齢福祉課
		協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今後も民間事業者等との連携を進めていきます。	
8	NPO・市民ボランティア等との 連携	市民活動センターを拠点として活動しているNPOや市民ボランティア等に、活動の充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。 子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行い、情報共有や意見交換を行っていきます。	企画政策課 保育課
9	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊 詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児 童委員、警察との連携を強化し、「犯罪の ないまち」を目指していきます。	危機管理課
10	ゲートキーパー ² の周知と養成 講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をするゲートキーパーを広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。 民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む方、団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	健康推進課
11	関係機関との連携・ネットワーク の強化	自殺対策は行政だけで取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め、意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	健康推進課

² 自殺の兆候に気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)ができる言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

No.	事業名	内容	主な担当課
12	地域における子育て支援の充実	児童館、子育て支援センター、つどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い、交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し、子育ての相談が気軽にできる体制の充実を図ります。 子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っていきます。	子ども福祉課 保育課

(2)担い手をつくる・増やす

【施策の方向】

○福祉コミュニティでは、地域で活動している様々な人が担い手であり、コミュニティそのものの構築 に重要な役割を果たしています。ボランティアの育成やボランティア活動推進のための体制整備や 活動しやすい環境づくりを進めていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助(本人·家族)	ボランティア活動の重要性を理解し、参加しましょう。 自分の持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割 を認識しましょう。
	地域住民同士で日頃から声をかけ、地域活動への積 極的な参加を呼びかけましょう。
	地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努めま しょう。
互助(地域住民・ボランティア) 	地域で活動する団体が地域福祉に対する意識向上に 取り組みましょう。
	老人クラブやふれあい・いきいきサロン等、地域の活動に参加しましょう。
	ボランティアの受け入れ体制について庁内関係課や社 協との連携を図ります。
共助(専門家)・公助(行政)	防災リーダー養成講座を実施し、災害時に対応できる 人材の育成に努めます。
	コミュニティ活動に対する支援、施設を提供します。



【事業一覧】

No.	事業名	内容	主な担当課
1	ボランティア等の人材育成・活動の支援	社協と連携して、ボランティアの人材育成、活動支援を行っていきます。 本市のボランティア活動の窓口は、社協ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習課と3つあります。三者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。	企画政策課 危機管理課 社会福祉課 生涯学習課
2	民生委員・児童委員への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。 今後も継続して、市民の多様な相談に対 応できるよう活動に対する支援等を実 施していきます。	社会福祉課
3	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的 とし、防災リーダー養成講座を実施して いきます。	危機管理課
4	老人クラブ等への支援	老人クラブは、現在108団体(令和5年 (2023年)4月現在)が活動していま す。地域の特性を備えた広域的な組織強 化と活動の活性化を支援していきます。	高齢福祉課
5	既存資源の活用による地域拠 点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存 の公共施設を活用し、地域福祉の拠点と して様々な講座や教室等を開催してい きます。	人権推進課 生涯学習課

(3)防災への取組を推進する

【施策の方向】

○自主防災会への支援など様々な防災活動を通じて、災害時の自助・互助・共助の取組を広め、地域 での防災の取組を推進していきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割
	一人ひとりが防災意識を持ちましょう。
自助(本人·家族)	市や地域の防災訓練に参加しましょう。
	自治会へ加入し、地域活動に参加しましょう。
	近所同士、日頃から声かけや見守りをしましょう。
	災害時に支援が必要な方を把握し、隣近所でできる支 援を考えましょう。
互助(地域住民・ボランティア) 	町内会、組単位での災害対策について話し合いましょう。
	避難方法や支援方法の情報を共有しましょう。
	自主防災会の育成・支援をしていきます。
	避難行動要支援者個別避難計画の作成に取り組みま す。
共助(専門家)・公助(行政)	防災意識及び知識の周知・啓発を行います。
	避難場所の案内板等を含め設備を整備します。
	災害ボランティアセンター設置訓練を行い、発災時に 備えます。

No.	事業名	内容	主な担当課
		自主防災会が訓練を実施したとき、機材 等を整備したときには、補助金を支給 し、継続して自主防災活動を支援してい きます。	
1	自主防災会の育成・支援	また、災害時の自主防災会の役割のひとつとして避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、高齢者や障がいのある人及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	危機管理課
2	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防災に関する知 識や対策等の出前講座を行い、住民一 人ひとりの防災意識を高めます。 また、防災リーダー養成講座や防災ボラ	危機管理課
		ンティアの養成講座及びフォローアップ 講座を開催し、防災ボランティアの育成 に努めます。	

No.	事業名	内容	主な担当課
		平成23年(2011年)東日本大震災などの教訓から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が課題となっています。	
3	避難行動要支援者制度の充実	本市においても「あま市避難行動要支援 者避難支援計画」により、避難行動要支 援者名簿を作成しており、当事者や地域 の協力を得ながら避難行動要支援者個 別避難計画の作成・整備を進めていきま す。	危機管理課 社会福祉課
4	災害ボランティアセンターの設 置	災害時の災害ボランティアセンターの立 ち上げを行い、ボランティアの受け入れ や派遣を行います。	危機管理課 社会福祉課

(4)情報の共有・周知を図る

【施策の方向】

○多様な媒体を用いて福祉に関する情報発信の充実を図ります。

【担い手とその役割】

担い手	役割
自助(本人·家族)	広報あまや回覧板等から、自分で情報を得る努力をしましょう。 最寄りの相談窓口を知るように努めましょう。
互助(地域住民・ボランティア)	自治会で情報を提供し、世代を超えた交流の場をつくりましょう。 近隣で見守りが必要な人を把握し、定期的に見守りましょう。 集会やイベント等を通じて情報を提供しましょう。
共助(専門家)・公助(行政)	地域の関連機関や民間企業と連携していきます。 広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信 していきます。 相談窓口の充実を図るとともに、市民へ周知します。 避難所の周知や避難に関する知識を普及します。

【事業一覧】

No.	事業名	内容	主な担当課
1	広報あま・市公式ウェブサイト等 での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	人事秘書課 社会福祉課
2	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が希望に沿った サービスを選択できるように情報提供 をすることが重要となります。 市や社協の児童・障がい・高齢など、さ まざまな相談窓口と連携を図り、適切な 福祉サービスの利用につなげていきま す。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 子ども福祉課

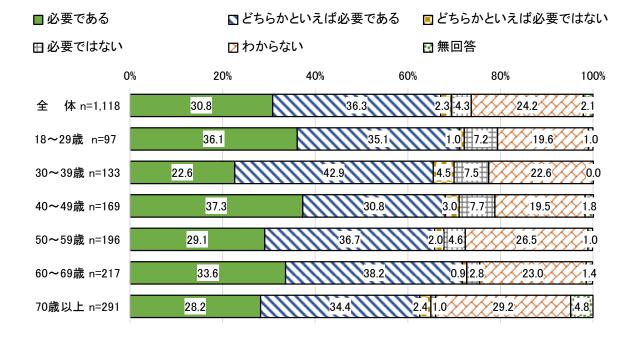
(5) 再犯防止の推進

【施策の目的】

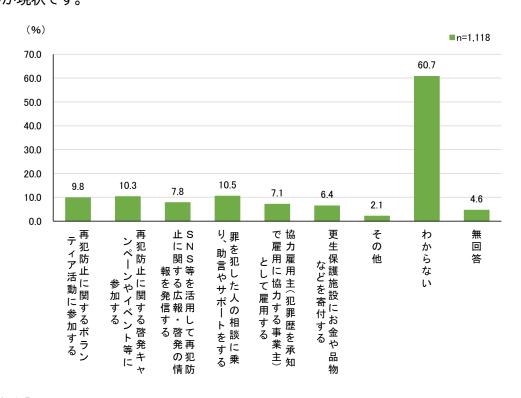
○更生保護の取組について広く地域住民に周知されることにより、地域での更生保護に関する理解を深め、みんなが安心して暮らせる地域づくりの中で、犯罪をした人の社会復帰への支援体制を構築し、再犯防止を推進していくことが目的です。

【市民アンケート調査結果】

○再犯防止についての市民向けアンケート結果において、過去に罪を犯した人の立ち直り支援について「必要である」という回答が過半数を占めています。



○一方で、再犯防止を進めるためにどのような協力ができるかについては、「わからない」が6割を占め、「罪を犯した人の相談に乗り、助言やサポートをする」、「再犯防止に関する啓発キャンペーンやイベント等に参加する」及び「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が各1割になっており、多くの人が立ち直り支援は必要と感じているが、どのような協力ができるのかわからないと思っているのが現状です。



【施策の方向】

○保護司の活動等を通じて再犯防止の推進に対する更なる理解を地域に浸透させていく取組を推進していきます。

No.	事業名	内容	主な担当課
1	保護司会の活動支援	保護司が地域を見守っている存在であることを知ってもらうためにも、保護司の活動を広報あまや市公式ウェブサイト等で周知します。	社会福祉課
2	保護司適任者の確保	全国的にも保護司の人数が1割不足して おり、後継者探しが難航することから、 保護司の活動を周知することにより、人 材の確保に繋げます。	社会福祉課
3	広報・啓発活動の推進	社会を明るくする運動 ³ 等を通じて、再 犯防止に関する地域での理解を深めま す。	社会福祉課

³ すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、 犯罪のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。

■保護司が行っている地域活動

活動名	内容	
社会を明るくする運動啓発活動	ポスターやのぼり旗により周知します。 市内商業施設等にて街頭啓発します。 小中学生を対象に「社会を明るくする運動作文コンテスト」 を実施します。	
薬物乱用防止推進活動	中学生を対象に薬物乱用防止講演会を開催します。 イベント会場にて啓発します。	
学校との連携活動	保護司と少年補導委員による市内小中学校との情報連絡会 及び中学校訪問を実施します。	

■地域活動の様子



社会を明るくする運動啓発用のぼり旗



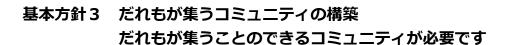
社会を明るくする運動街頭啓発



市内中学校にて開催の薬物乱用防止講演会



市内中学校にて開催の情報連絡会



基本目標

(1)包括的な相談の支援



(2) 多様な人が集う場づくりの 推進





(1)包括的な相談の支援

【施策の方向】

○福祉ニーズが複雑化・複合化する中で、子どもから大人まで世代や属性を問わず、必要な支援につながる体制が必要です。様々な福祉ニーズへ幅広く対応できるよう、包括的な相談や権利擁護のための支援を行っていきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割	
自助(本人·家族)	福祉に関して関心を持ち、自分ごととして様々な課題 について理解を深めましょう。	
互助(地域住民・ボランティア)	支援が必要な人のニーズを把握し、関係機関につなげましょう。	
共助(専門家)·公助(行政)	関係機関や庁内の連携体制の構築に取り組みます。	

No.	事業名	内容	主な担当課
1	重層的支援体制整備事業への 準備	新たに重層的支援体制整備事業の実施 に向けた体制構築の準備に取り組みま す。	社会福祉課
2	生活困窮者支援の充実	生活に困っている方の早期発見と自立 に向けた支援を実施するため、相談、就 労支援、自立支援計画の作成・決定、制 度間の連絡調整を継続します。 相談に出向くことができない方につい ては、積極的なアウトリーチにより、状況 の把握、相談、早期の支援につなげま す。	社会福祉課

No.	事業名	内容	主な担当課
3	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活 の安定を図るために、子どもの生活・学 習支援事業を実施します。	子ども福祉課
		また、地域で行っている子ども食堂と連携していきます。	
4	虐待防止の取組	高齢者や障がいのある人、子ども等に 対する虐待防止・早期対応を行うために 虐待等防止ネットワーク協議会を推進し ていきます。	人権推進課 障がい福祉課 高齢福祉課 子ども福祉課 健康推進課 学校教育課
5	権利擁護支援の推進	令和3年(2021年)に設置した権利擁護センターが司令塔となり、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護支援を実施しています。 成年後見制度利用促進協議会を開催し、司法と福祉の連携強化に努め、成年後見支援の視点から、支援が必要な方を地域で支えるしくみづくりを行っていきます。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
6	基幹相談支援センターの設置	幅広く障がい福祉に関する相談支援が 行えるよう、基幹相談支援センターの設 置に向けて検討します。	障がい福祉課

(2) 多様な人が集う場づくりの推進

【施策の方向】

○子どもから大人まで世代や属性を問わず、様々な人の居場所があり、活躍できる「地域共生社会」の 実現に向けた取組が重要であるため、多様な人が参加できる場づくりを推進していきます。

【担い手とその役割】

担い手	役割		
自助(本人·家族)	地域の活動や場づくりの取組への理解を深めましょう。		
互助(地域住民・ボランティア)	地域のニーズの把握や場づくりのコーディネートを行いましょう。		
共助(専門家)・公助(行政)	必要な社会資源の提供や活動の支援を行います。		



No.	事業名	内容	主な担当課
1	身近な地域における居場所の 提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域で気楽に集まれる拠点の設置、提供に向けた検討を進めていきます。 認知症カフェやサロンなど、既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	社会福祉課高齢福祉課
2	地域と学校の連携推進	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動 推進員の配置や地域学校協働活動の担 い手となる保護者、PTA、団体等幅広い 地域住民等の参画を得て、地域全体で 子どもたちの学びや成長を支えるとと もに、「学校を核とした地域づくり」を目 指して、地域と学校が相互にパートナー として連携・協働し、地域学校協働活動 を推進していきます。	生涯学習課
3	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓 発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会 を充実させるなど、在住外国人が身近な 地域において安心して暮らしやすいまち づくりを進めます。	企画政策課 人権推進課
4	障がい者の地域生活支援の促 進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障がい福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。 市内の障がい者向けグループホームは平成30年(2018年)12月の時点で6か所でしたが、令和5年(2023年)4月の時点で15か所となっており、今後も支援体制の充実を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に地域の活動に参加するための環境づくりを進めていきます。	障がい福祉課



第2部 第3次あま市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

序章 第2次あま市社会福祉協議会 地域福祉活動計画の進捗状況



序章 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の 進捗状況

第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要 1

基本理念	基本方針	基本目標	実施事業
	1. 地域福祉を理解し、 様々な交流や活動へ 参加しよう!	1. 啓発活動の推進	①福祉実践教室の推進 ②福祉出前講座の推進 ③学校と地域パートナーシップづくりの推進 ④健康福祉まつり
		2. 地域のつながりづくりの推進	①地域懇談会の開催 ②生活支援コーディネーターの配置 ③地域包括ケアシステムへの参画 ④ふれあい・いきいきサロン推進事業の拡充
			①安心支え合いネットワーク事業の充実 ②サロン交流会の実施 ③配食サービスの充実
あまでつくる	2. みんなで支え合い、 共生のまちづくりを めざそう!	2. 支え合いのまちづくりの推進	①ボランティアセンター ②ボランティア・市民活動の推進 ③ボランティアセンター運営委員会の設置 ④生活支援体制整備協議体の運営 ⑤福祉団体の育成
くる 新たな福祉コミュニテ		3. 情報提供・相談支 援体制の充実	①社協だよりの発行 ②ホームページでの情報提供 ③SNS の活用 ④あまのわの共同開催 ⑤地域包括支援センター ⑥障害相談支援 ⑦総合相談支援員の配置及び総合相談支援体制の確立
11111	3. 住み慣れた地域で 2. ネ 安心して暮らせる まちをつくろう!	1. 移動手段の確保	①移動援助サービス事業 ②車いす専用車貸出事業
ティ		2. 福祉サービス・権利擁護等の充実	①介護保険サービス事業 ②障害福祉サービス事業 ③地域福祉サービス事業 ④貸付事業 ⑤権利擁護の推進 ⑥こころの健康づくり
		3. 防災の推進	①自主防災会等との連携 ②講演会・養成講座等の開催 ③支援団体との連携、災害備品の確保 ④災害救援ボランティアセンターの設置
	4. さらなる地域福祉推 進のため、社協の体 制を強化します!	1. 法人の運営強化	①会員募集②支出の抑制③職員体制の強化④利用者の利益保護

2 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の取組

あま市社会福祉協議会(以下「社協」といいます。)では、市の地域福祉の基本理念・基本方針に沿って4つの基本方針を掲げ、コロナ禍において地域の交流や活動の活発化に向けた取組やボランティア育成の体制づくり、住み慣れた地域で暮らすための支援充実に取り組んできました。

基本方針1

地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう!

福祉出前講座などの啓発活動の推進、ふれあい・いきいきサロンの拡充などの地域づくりに取り組んできました。しかし、コロナ禍によるイベントの中止やサロンの減少により、身近な地域でのつながりづくりや様々な場所での啓発が十分に実施できていない状況にありました。今後は、地域集団を基盤としたネットワークの強化に努めます。

基本方針 2

みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう!

情報提供のための社協だよりでの周知やホームページでの情報提供、SNS の活用は進んでおり、効果がみられます。ボランティアによる支え合いのネットワークづくりの取組やボランティアの養成はコロナ禍により十分に実施できておらず、ボランティアコーディネーターによる多機関連携が図れていない状況にあります。今後は引き続きボランティアの育成やボランティアの総合的なコーディネートに取り組む他、生活支援コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカーによる必要な支援やサービスにつなぐ取組が必要です。

基本方針3

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう!

移動手段の確保や各種福祉サービスの充実、防災の事業を実施してきました。移動援助サービス事業では、運転ボランティアの養成により稼働状況の改善につながりました。権利擁護の推進では、成年後見制度利用促進における中核機関の一員として、令和5年7月から法人後見業務を実施しています。防災の推進については、自主防災会と効果的な連携ができていないため、区長と調整を図り取り組む必要があります。

基本方針4

さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します!

職員体制の強化は、人事評価制度の導入や職員が積極的に資質向上できる体制整備を行っています。支出の抑制においては、専門職(公認会計士)による予算の執行管理をはじめ、内容の適否についても確認を行っています。また、苦情解決規程において、利用者の利益保護に努めました。その他、引き続き地域の福祉サービス事業の充実のために、会員募集などの体制の強化に努めます。

第1章 第3次活動計画の策定に当たって

第1章 第3次活動計画の策定に当たって

社会福祉協議会の概要 1

社協は、社会福祉法第109条に基づいて、地域の方々や福祉、保健、医療の関係者、ボランティア、 行政機関の協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」の実現を目指して活動する民間の 社会福祉団体です。社協では、住民の皆様からお寄せいただいた会費や寄附金、赤い羽根共同募金の 配分金、補助金等を財源として社会福祉事業等を実施しています。

地域福祉活動計画の策定 2

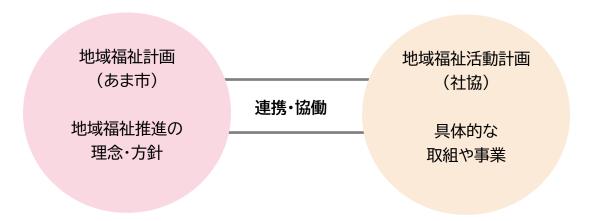
社協では、平成31年(2019年)3月に、平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)ま での5年間を期間とする「第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を、市の「第2次あま市地 域福祉計画」と一体的に策定し、地域に密着した施策、事業を展開してきました。

また、第2次計画の基本理念・基本方針に沿って4つの基本方針を掲げ、コロナ禍において地域の交 流や活動の活発化の取組やボランティア育成の体制づくり、住み慣れた地域で暮らすための支援充実 に取り組んできました。

令和5年度(2023年度)に、第2次計画と同様に、第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 も見直しの時期を迎え、今まで実施してきた事業の評価や地域福祉の団体等のヒアリングで住民の意 見収集を行い、地域の福祉課題を踏まえた第3次地域福祉活動計画を策定します。

策定に当たっては、第3次計画と第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「第3次活動 計画」といいます。)は地域福祉を推進する"車の両輪"として機能するように、十分に連携を図りなが ら策定します。

≪第3次計画と第3次活動計画の関係図≫



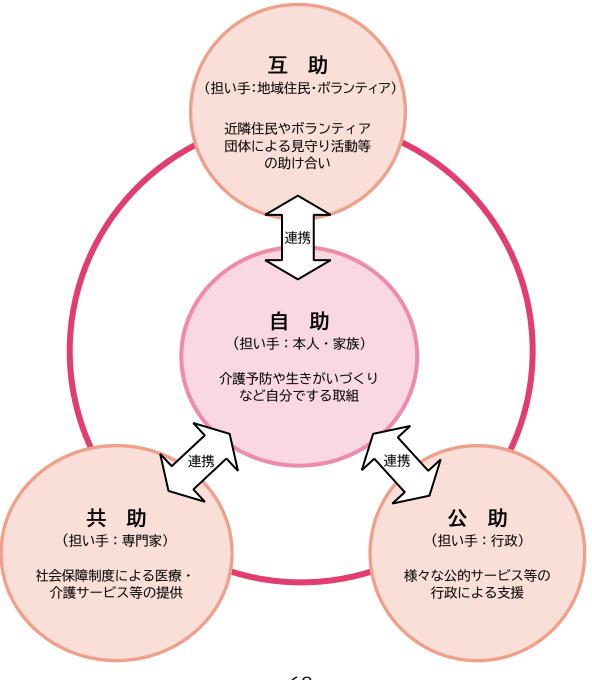
3 地域福祉活動計画の基本的な考え方

社協では、「地域福祉」を市と同様に、「**地域のみんなが安心して暮らすために地域のみんなで福祉** 課題の解決に取り組むこと」と定義します。

地域福祉の推進に当たって、社協が中心的な役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者(個人・グループ・団体等)、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス提供等)を経営する者及び行政機関等と協力し、福祉のまちづくりを進めるための行動計画が「地域福祉活動計画」です。

地域福祉推進の輪(再掲)

自助・互助・共助・公助が一体的になって地域福祉を推進します。



4 計画の位置づけ

社協は社会福祉法第109条の中で地域福祉の推進を図る団体として位置づけられています。地域福祉活動計画は、地域福祉実施の実効性を高めるため、地域福祉計画と一体的に策定します。

5 計画の期間

第3次活動計画は、第3次計画と同様に令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5か年を期間とします。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

■計画期間

_ D 1								
令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
第2次活	動計画							
見画	重し		第3	次活動計	<u></u>			
					見正	し	第4次活	動計画

6 計画の策定体制

(1) 推進委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者等で構成される「あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、本計画において協議を行いました。

(2) 市民アンケート調査・団体アンケート調査の実施

市と共同で、市民の意見や要望等を聞くことを目的とした「あま市地域福祉に関するアンケート調査」 及び、ボランティア、NPO、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え 方等を聞くことを目的とした「団体アンケート調査」を実施しました。

第2章 第3次活動計画の基本的な考え方



第2章 第3次活動計画の基本的な考え方

基本理念 1

社協では、計画の基本理念を市の第3次計画と共有し、「みんなでつくり みんなが集う あまの福 祉コミュニティ」とします。この基本理念に基づいて、4 つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展 開していきます。

みんなでつくり みんなが集う あまの福祉コミュニティ

基本方針 2

市の基本理念、基本方針に沿って、社協の4つの基本方針を定め、関連する分野別の基本目標を設 定します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の基本理念・基本方針関連図



1 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりを推進します

身近な地域での活動に関心を持つことや知ることは、地域で生じる課題を地域住民の支え合いにより解決するつながりの場である「地域コミュニティ」づくりの一歩につながります。新たな福祉の課題を知って頂くためには、啓発活動や出前講座を行う他、様々な主体との連携づくりによる理解促進の活動が重要になります。交流や活動を活発化し、地域コミュニティのさらなる構築に寄与する施策を展開していきます。

2 みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします

支え合う共生のまちをつくるためには、地域活動の担い手となるボランティアの育成と活動のコーディネートが必要です。また、安心して暮らせるまちづくりには、より充実した福祉サービス事業の提供が求められます。こうした取組を充実させていくことが、市全体におよぶ包括的な連携支援によって福祉課題を解決していく仕組みの「福祉コミュニティ」のさらなる充実に貢献します。社協では今後もボランティアの育成に取り組む他、総合相談支援体制づくりや、包括的な福祉コミュニティ充実のための取組を推進します。

3 だれもが集って参加できる活動を支援します

公的サービスでは対応が難しい課題を顕在化し、重層的な支援体制を構築していくことや、子どもから高齢者までの多世代が交流する場づくりなど制度の垣根を越えて、全ての人が対象になる支援体制やコミュニティが必要とされています。社協では、生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーター・コミュニティソーシャルワーカーによる地域資源の把握やコーディネート及び多様な団体との連携に努め、だれもが集うことのできるコミュニティの構築に向けて取り組んでいきます。

4 さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します

社協は、今後もあま市や地域と連携して地域福祉を推進していくために、地域住民やボランティアの方、また会員の協力を得ながら、事業の充実と体制の強化に努めていきます。また、運営体制の強化として、職員の質の向上のための研修や有資格者の職員の適正な配置を行ったり、会員募集や支出の抑制に引き続き取り組みます。

(1) 啓発活動の推進



3 計画の体系

計画の体系は、社協の4つの基本方針に沿って分野別の基本目標を設定した体系とします。

基本理念

基本方針

基本目標

1 地域福祉を理解し、様々な 交流や地域づくりの活動を 推進します







2 みんなで支え合う、安心して 暮らせるまちをめざします







(1)見守り・支え合いネットワークづ くりの推進

(2)地域のつながりづくりの推進

- (2) 支え合いのまちづくりの推進
- (3) 情報提供・相談支援体制の充実
- (4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
- (5)移動手段の確保
- (6) 防災・災害対策の推進

3 だれもが集って参加できる 活動を支援します







- (1)イベント参加
- (2) 憩いの場
- (3)子どもへの支援

4 さらなる地域福祉推進のため、 社協の体制を強化します





(1) 法人の運営強化

第3章 第3次活動計画の内容



第3章 第3次活動計画の内容

1 計画の内容(施策の方向)

基本方針1 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりの活動を推進します

基本目標

(1) 啓発活動の推進

(2)地域のつながりづくりの推進







(1) 啓発活動の推進

①福祉教育・福祉協力校事業 ②福祉出前講座の拡充と福祉啓発活動

地域福祉に関して、住民の理解を深めるための啓発活動の推進は、地域への 理解を深め、連携を進めていくうえで重要な活動です。今後も、イベントや出前 講座を通じて地域の高齢者や障がい者等の現状について周知していきます。ま た、他市町村社協の参考となる活動事例を取り入れる等、実施内容の工夫を行 っていきます。



(2) 地域のつながりづくりの推進

②ふれあい・いきいきサロン支援事業 ①地域包括支援センター事業

地域のつながりづくりを進めるためには、地域の中での課題やニーズを把握し、情報交換や課題解決のためのコーディネートが重要となります。社協では、関係者のネットワーク化の推進、地域のニーズ把握など、生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーター・コミュニティソーシャルワーカーが連携し、住民主体による支え合いの体制づくりを進めていきます。



基本方針2 みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします

(1) 見守り・支え合いネットワークづくりの推進

(2) 支え合いのまちづくりの推進

(3)情報提供・相談支援体制の充実

基本目標

(4)福祉サービス・権利擁護等の充実

(5)移動手段の確保

(6)防災・災害対策の推進







(1) 見守り・支え合いネットワークづくりの推進

③安心支え合いネットワーク事業 ④配食サービス事業

見守りや支え合いは、住み慣れた地域で安心して暮らすためには必要な支援です。社協では、支え合いネットワーク事業を展開し、見守りが必要な人に対して支援するボランティアのマッチングを実施していきます。また、ボランティア養成も進めていきます。



(2) 支え合いのまちづくりの推進

⑤ボランティアセンター運営事業 ⑥福祉団体の育成

地域での日常の交流は、支え合い活動の基盤となります。日頃から近所の人との声のかけあいや、 地域で行われるお祭り等の行事など、地域住民同士のつながりが持つ様々な「効果」を発信し、情報共 有することで、住民の意識向上に努めていきます。

また、みんなで支え合う共生のまちとなるためには、地域活動の担い手になるボランティアの育成と市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要となります。そのため、ボランティアの養成講座等を開催し、実際のボランティア活動につなげるコーディネートの機能強化を進めていきます。



(3) 情報提供・相談支援体制の充実

⑪地域包括支援センター事業 ②障害相談支援事業 ③各種相談事業 ②情報誌「まるっとあま」(社協だより)の発行 ②ホームページとSNSを活用した福祉の情報発信・提供

地域福祉を推進するに当たって、「社協」の存在や活動そのものを知っていただくことが重要となります。情報の提供は社協だより、ホームページ、各種イベントを通じて周知していくとともに、SNS を積極的に活用し、幅広く市民に対して周知を行います。生活における不安や問題の解消のため、身近な相談体制の充実が課題となります。社協は各種相談事業(心配ごと相談、法律相談、司法書士による相続・登記相談)を実施しており、今後も心配ごとや悩みごとなどを気軽に相談できるような相談体制の充実を図っていきます。



(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実

④配食サービス事業 ⑦寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ⑭法人後見業務「サポートあま」⑤日常生活自立支援事業 ⑯貸付事業 ⑱居宅介護支援事業 ⑲訪問介護事業 ⑳障害相談支援事業 ㉑生活介護事業 ㉑就労継続支援 B型事業

社協は住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように各種福祉サービスを提供しています。 今後も利用者ニーズに応え、利用者主体の支援ができるよう職員の資質向上、サービス提供体制の充 実を図っていきます。

認知症高齢者や知的障がい等のある人に対する権利擁護の事業として、日常生活自立支援事業・法人後見業務を実施していますが、高齢化、認知症患者の増加等から、利用者の増加が考えられるため、今後も支援体制の充実と利用促進を図ります。また、成年後見制度利用促進に当たって、地域の権利擁護の体制づくりを進めていきます。



(5) 移動手段の確保

⑧車いす専用車貸出事業 ⑨移動援助サービス事業 ⑩車いす貸出事業

移動手段の確保は高齢者や障がいのある方などの地域生活を支えるうえで 重要であり、ニーズが高まっています。移動援助サービス事業については運転 ボランティア等の育成、確保等実施体制の整備を引き続き進めていきます。



(6) 防災・災害対策の推進

⑪防災・災害対策の推進

社協は災害時に災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受け 皿となります。災害ボランティアセンターの運営に関しては、防災訓練への参加及 び市や自主防災会など関係機関と協力体制を築いていきます。また、親子防災体 験事業を通じて、防災に関する知識を身につける意識を高めていきます。



基本方針3 だれもが集って参加できる活動を支援します

(1) イベント参加
(2) 憩いの場
(3) 子どもへの支援
(3) 子どもへの支援
(3) オペラルは

(1) イベント参加

⑤ボランティアセンター運営事業

あまのわ(社協ボランティアフェスティバル×市民活動祭)、あまつり、西 尾張ブロックボランティアフェスティバル、各区イベント等を通じて、あらゆ る世代の市民が参加できる活動づくりを行っていきます。



(2) 憩いの場

②ふれあい・いきいきサロン支援事業

ふれあい・いきいきサロンは、高齢者や子育て世代等の社会参加、健康づくり、生きがいづくりの活動の場となっています。ふれあい・いきいきサロンの増加を図り、全世代、地域住民全ての方が参加できるよう運営等の支援をしていきます。また、ふれあい・いきいきサロン事業等で得た市民の複合的な課題等に対して、重層的な支援ができるように取り組んでいきます。



(3) 子どもへの支援

⑫小・中学校入学児童・生徒への祝品贈呈事業

小学校入学児童への祝品贈呈事業等で、子どもへの支援をしたり、ひとり親世帯等を支援するため、ひとり親世帯等の中学校へ入学する生徒を対象として中学校入学生徒祝品贈呈事業等を行っていきます。なお、小・中学校入学児童・生徒への祝品贈呈事業は、赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。また、子ども食堂やフードドライブ等の活動支援を行い、生活に困窮している子育て世帯への支援をしていきます。





基本方針4 さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します

基本目標

(1) 法人の運営強化





(1) 法人の運営強化

⑩利用者の利益保護 ②支出の抑制 ⑱職員体制の強化 ⑳会員募集

社協は、今後も地域福祉の推進役として事業を継続的に発展させていく 役割があります。運営体制の強化として、住民や法人に対して、社協事業の 成果のフィードバック等を常に行い、社協活動への必要性の理解を得て、会 員の増加につなげていきます。また、職員の質を向上させるための人材育成 など、職員体制の強化を図り、業務の合理化・効率化、経費削減を行い、支出 の抑制に取り組んでいきます。



2 事業内容

地域福祉活動推進部門

地域住民やボランティア、各種団体・機関と連携・協働して、地域生活課題を把握し、課題の解決づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じて地域福祉への関心を高める部門です。

事業名	① 福祉教育·福祉協力校事業
基本方針	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりの活動を推進します
基本目標	1-(1) 啓発活動の推進
内容	・市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす・要約筆記・ガイドヘルプ等の福祉体験(福祉実践教室)を行い、各学校の福祉に関する 取組を支援していきます。
	・市内の小学校・中学校・高等学校に対して福祉実践教室についての相談支援を行います。また、福祉についての講座開催を推奨していきます。
	・市内小・中学校の既存の授業の中で、地域へ赴く課外授業がないかリサーチを行い、 既存の課外授業を活かしながら、児童・生徒自身が住んでいる地域について再認識す る機会や地域防災の意識を高められる関係性の構築を進めます。
	・高等学校・大学の地域連携センターを活かして、自治会やコミュニティへ働きかけ、継 続的に学生が地域づくりに参画できる仕組みづくりを構築します。

事業名	② ふれあい・いきいきサロン支援事業
基本方針	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりの活動を推進します
生がものりまし	3. だれもが集って参加できる活動を支援します
基本目標	1-(2) 地域のつながりづくりの推進
坐个口标	3-(2) 憩いの場
	・ふれあい・いきいきサロンは高齢者や子育て世代等が社会参加、健康づくり、生きがいづくり、閉じこもり防止等を目的に参加者とボランティアが一緒になって企画・運営している自主的なサロン活動です。このサロン活動の運営などを支援していきます。また、地域において、課題を抱える世帯並びに地域住民に包括的支援体制を推進していきます。
内容	・ふれあい・いきいきサロンの増加を図り、全世代、地域住民全ての方が参加できるよ う検討していきます。
	・サロンを運営しているスタッフの方を対象に、サロン活動や運営などに関する情報交 換や交流を目的としたサロン交流会を実施していきます。
	・サロン活動が活発な他市町村のサロンスタッフとの情報交換や交流を目的とした他 市町村への視察研修について実施を検討していきます。



事業名	③ 安心支え合いネットワーク事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(1) 見守り・支え合いネットワークづくりの推進
内容	・市内に居住する65歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け (ゴミ出し、買い物支援)、安心電話」を実施するボランティアの活動です。

事業名	④ 配食サービス事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(1) 見守り・支え合いネットワークづくりの推進 2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	・市内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施し、合わせて安否確認を行います。

事業名	⑤ ボランティアセンター運営事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします3. だれもが集って参加できる活動を支援します
基本目標	2-(2) 支え合いのまちづくりの推進 3-(1) イベント参加 3-(3) 子どもへの支援
内容	 ・ボランティア情報をホームページ、社協だより等を活用し情報発信・活動紹介をしていくことによりボランティアセンターへの相談件数の増加を目指します。 ・ボランティア活動の紹介(あまのわ等)によりボランティア希望、資材や費用に対する支援のマッチングの強化を図ります。 ・各種養成講座を行います。(手話奉仕員養成講座等) ・ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習課が登録団体について共有を図り、市民がより分かりやすく、ボランティア活動や依頼等の相談ができるように三者間の協議を進めます。 ・市民活動センターとコラボレーションしたボランティア養成講座を行います。 ・ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンターの活動実績の報告をもとにセンター活性化のための協議を行うとともにあま市内のボランティア、市民活動団体の情報共有を図ります。また、有識者の意見を取入れながら新たな取組みを模索します。 ・あまのわを社協ボランティアフェスティバルと市民活動祭の共同開催とし、企画政策課、市民活動センターと連携してあま市の市民団体及びボランティア団体の活動を紹介し、広く市民へ啓発が行えるイベントへ成長させていきます。
	・子ども食堂やフードドライブ等の活動支援を行います。

事業名	⑥ 福祉団体の育成
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(2) 支え合いのまちづくりの推進
内容	・各福祉団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。・【団体名】〇老人クラブ連合会 〇身体障害者福祉協会 〇母子寡婦福祉会〇子ども会連絡協議会 〇心身障害児者保護者会 〇遺族連合会

事業名	⑦ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	・市内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

事業名	⑧ 車いす専用車貸出事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(5) 移動手段の確保
内容	・市内に居住する車いす利用の障がい者及び高齢者の方で、車両を運転する方を確保 できる方に車いす専用車の貸出をします。

事業名	⑨ 移動援助サービス事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(5) 移動手段の確保
内容	 ・市内に居住する概ね 75 歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独での外出が困難であり、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスを実施しています。 ・高齢化により、移動支援のニーズも高まっており、今後も運転ボランティアを育成・確保する等実施体制の整備に取り組んでいきます。

事業名	⑩ 移動援助サービス事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(5) 移動手段の確保
内容	・市内に居住する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする 方に車いすを貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。

事業名	① 防災・災害対策の推進
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(6) 防災・災害対策の推進
基本目標内容	 ・災害時に備え、市総合防災訓練の中で市民に対し、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行い、防災や被災時などの対応について啓発します。 ・地域の自主防災会と連携し、災害訓練の支援と合わせて災害ボランティアセンターの啓発に努めます。 ・防災ボランティアコーディネーター養成講座を海部地方7市町村防災関係機関(行政・社協等)で共同実施しています。また、地域福祉課担当職員のみではなく他部課の職員の参加について促していきます。 ・市危機管理課と積極的な情報交換を行うことによって、今まで単独で行っていた防災事業について両者で事業を行うことにより、互いの強みを活かした事業を展開していきます。 ・県社協が運用するクラウド型業務改善プラットホームを利用し広域における社協間で災害備品の管理を行います。 ・平時から防災ボランティアに限らず、災害ボランティアセンターへの協力について働きかけを行います。 ・災害時に災害ボランティアセンターが機能するよう、海部圏域で行われる研修や他市町村社協との合同訓練を行います。また、研修等に地域福祉課職員の参加のみでは
	なく、他課の職員も積極的な参加、訓練を行っていきます。 ・小・中学生及びその保護者で、あま市内在住・在勤の方を対象に、防災に関する知識 を身につけ意識を高めるとともに、体験を通して参加者相互の交流を深めることを目 的に実施します。

事業名	② 小・中学校入学児童・生徒への祝品事業
基本方針	3. 誰もが集って参加できる活動を支援します
基本目標	3-(3) 子どもへの支援
内容	・小学校入学祝品贈呈事業として、市内における小学校へ入学する児童を対象に、学校生活において必要な文房具類を祝品として支給します。 ・中学校入学生徒祝品贈呈事業として、ひとり親世帯等を支援するため、市内外における中学校へ入学するひとり親世帯等を対象に図書カードを祝品として支給します。

相談支援•権利擁護部門

相談や資金貸付、手続代行、金銭管理、情報提供等の業務を通じて、高齢者、障がい者、生活困窮者等を支援し、権利を擁護する部門です。

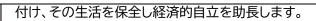
事業名	③ 各種相談事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(3) 情報提供・相談支援体制の充実
内容	・心配ごと相談、法律相談、司法書士による相続・登記相談を行っています。

事業名	⑭ 法人後見業務「サポートあま」
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
	・権利擁護センターと連携・協働し、広報機能、相談機能、利用促進機能の充実に努めます。
内容	・法人として後見人等を受任し、法人後見活動を実施します。
	・法人後見支援員及び市民後見人の担い手確保について検討・実施していきます。
	・任意後見制度を含む見守りサービスの実施を検討していきます。

事業名	⑤ 日常生活自立支援事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	・日常生活に不安を抱える認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方に対して専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。 〇福祉サービスの利用援助 〇日常的な金銭管理サービス 〇書類等の預かりサービス

事業名	⑥ 貸付事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	・生活福祉資金貸付制度:愛知県社会福祉協議会と連携し、低所得者、障がい者、高齢者に対して、資金の貸付と必要な相談を行います。借入の背景にある世帯の生活課題を把握し、その解決に向け民生委員及び自立支援機関等の関係機関と連携し、借入相談者や借受世帯の生活再建の支援をします。
	・くらし資金貸付制度:生活の不安定な低所得世帯に対して、日々の暮らしの維持に必要なつなぎ資金及び不時の支出のために必要とする小口資金を貸し付け、その生活を保全し経済的自立を助長します。
	・市つなぎ資金貸付制度:市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して保護 費支給までに必要なつなぎ資金及び不時の出費のために必要とする小口資金を貸し





介護・障害福祉サービス部門

介護保険サービスや障害福祉サービス等を法令や契約に基づき運営する部門です。

事業名	⑰ 地域包括支援センター事業
基本方針	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりの活動を推進します
<u>₹</u>	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	1-(2) 地域のつながりづくりの推進
	2-(3) 情報提供・相談支援体制の充実
内容	 ・地域包括支援センターは、高齢者やその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活していけるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が日常の様々な相談を受け、介護・福祉・保健・医療サービスの関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行います。社協の本支所にて3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を配置し、総合相談支援業務や介護予防ケアマネジメント業務などを実施しています。 ・市の目指す「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、地域に密着した相談支援や地域連携を強化していきます。 ・地域で暮らす高齢者やその家族に対する様々な悩みなどに対しワンストップの相談窓口として総合的な支援をしていきます。 ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化の推進、地域の支援のニーズの把握など取り組んでいきます。 ・住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動を実施していきます。 ・生活支援体制の整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するための話し合いの場を運営していきます。

事業名	⑱ 居宅介護支援事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	 ・要介護認定者等が可能な限りその居宅において自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。 ・介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。 ・職員のスキルアップを図り、支援体制を整えます。 ・社会資源の情報を積極的に取り入れ、利用者、家族に情報提供を行っていきます。

事業名	⑨ 訪問介護事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
	○訪問介護(介護保険サービス)
	・要介護認定者等が可能な限りその居宅において自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
	・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
	・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備してい きます。
	〇訪問介護(障害福祉サービス)
	●居宅介護
	・障がいにより介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全 般にわたる援助を行います。
	・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。
	●重度訪問介護
内容	・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備してい きます。
	●同行援護
	・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、 当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄 及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行いま す。
	・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。
	●移動支援
	・市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び 社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な障がい者等に、ヘルパー等が外 出のための支援を行います。
	・質の高いサービス提供ができるように、定例勉強会の開催等業務体制を整備していきます。

)

事業名	② 障害相談支援事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(3) 情報提供・相談支援体制の充実 2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
	・市からの委託により、障がい児者総合相談窓口として、ご本人及びそのご家族等の自 立や社会参加の促進を図ることを目的とし、市町村が実施する地域生活支援事業の 中の相談支援事業を実施します。
	・障がいのある方々の生活に関する様々な課題や将来の暮らしに関することなどについて、障がい者やご家族等からの相談に対応します。障がい福祉サービスを利用する、しないに関わらず、相談事項に応じて必要な情報の提供やアドバイスを行うとともに、市や障がい福祉サービス事業者との連絡調整等を行います。
	・あま市・大治町障がい者支援協議会への参加・運営への協力を行います。
内容	・個別支援の検討による地域課題の抽出や、相談支援体制を強化するための人材育成、障がい者の虐待防止・権利擁護等の課題等、様々な取り組みや検討への積極的な参加及び協働を行います。
	・指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体・知的・精神・難病の方 や児童等で障がいがある方を対象とし、日常生活での困りごとやご本人やご家族の ニーズに合わせた各種制度・サービスの説明や提案を行い、必要なサービスについて ご一緒に計画を作ります。また、サービス提供可能な事業所やその特色に関する情報 提供、サービス利用に必要な手続きなどの支援、事業所との連絡調整などを行う等相 談支援を行います。
	〇福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成
	〇社会資源を活用するための支援 〇社会生活力を高めるための支援
	○生活の継続に必要な直接的な支援 ○専門機関との連携・紹介
	〇あま市・大治町障がい者支援協議会への協力
	○相談支援専門員間での情報共有、相談支援の充実

事業名	② 生活介護事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	・常時介護等を必要とする知的障がいの方が安定した生活を営めるように、地域交流、 月間行事(社会見学・音楽療法・創作活動)、日常生活訓練を中心としたプログラムを 提供し、介護や日常生活上の支援を行います。
	・質の高いサービス提供ができるように、職員研修等の充実を図り、業務体制を整備し ていきます。
	【事業所】 くすのきの家(西館)

事業名	② 就労継続支援 B 型事業
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(4) 福祉サービス・権利擁護等の充実
内容	・知的障がいの方の生産活動及び生活指導等の支援を行います。また、楽しみや喜び を共有できるように社会参加の場を提供します。
	・市民の方などに障がい者福祉への理解促進を図ります。
	・質の高いサービス提供ができるように、職員研修等の充実を図り、業務体制を整備し ていきます。
	【事業所】くすのきの家 美和ひまわり作業所



法人経営部門

適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務・人事管理をはじめ、組織全体に関わる企画・調整等を行う部門です。

	<u> </u>
事業名	② 福祉出前講座の拡充と福祉啓発活動
基本方針	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や地域づくりの活動を推進します
基本目標	1-(1) 啓発活動の推進
	・ふれあい・いきいきサロンや地域の集まり・企業などに出向き福祉出前講座を開催していきます。
内容	・若年層への社協の周知を図る手段について検討していきます。
	・市民の興味やニーズ等を踏まえ、福祉出前講座のテーマを検討し、開講数を増やして いけるよう努めていきます。

事業名	② 情報誌「まるっとあま」(社協だより)の発行
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(3) 情報提供・相談支援体制の充実
内容	・社協だよりを年間4回発行し、社協の活動状況や事業について発信していきます。 ・社協だよりは、社協活動の情報ツールとして重視し、誌面の見やすさ、分かりやすさを向上し、内容の充実を図っていきます。

事業名	② ホームページとSNSを活用した福祉の情報発信・提供
基本方針	2. みんなで支え合う、安心して暮らせるまちをめざします
基本目標	2-(3) 情報提供・相談支援体制の充実
	・社協のホームページにて福祉情報を充実させ、分かりやすい内容になるように配慮した内容を提供し、頻繁に更新を行うことにより幅広く福祉の情報を提供していきます。また、閲覧性の向上を図るようページのリニューアルについて検討していきます。
内容	・SNSの活用として、LINE公式アカウントを使用し、社協の事業や福祉の情報を積極 的に発信するとともに、登録者の増加を図り社協の認知度の向上を図ります。また、 その他のSNS活用の検討を行い、幅広く市民に対して周知を図ります。
	※令和7年度(2025年度)より実施

事業名	る 利用者の利益保護
基本方針	4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します
基本目標	4-(1) 法人の運営強化
内容	・社会福祉サービス事業における「苦情解決規程」を定め、苦情受付担当者、苦情解決 責任者、第三者委員を設置していることを周知しています。 ・個人情報保護に関する研修を実施しています。
	・虐待防止及び身体拘束の適正化について定め、利用者の利益保護に努めます。

事業名	② 支出の抑制
基本方針	4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します
基本目標	4-(1) 法人の運営強化
内容	 ・消耗品等の調達方法の見直しを行います。 ・組織改革や業務改善を行います。 ・合理化・効率化を図り、人件費の抑制を図ります。 ・経費削減についての方針を職員で共有します。 ・調達先の一元化を図り、コストダウンを図ります。 ・財政シミュレーションを継続して実施します。 ・電子帳票を検討していきます。

事業名	② 職員体制の強化
基本方針	4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します
基本目標	4-(1) 法人の運営強化
	・総合的、個別的研修計画を作成の上、研修を実施していきます。
	・社外研修を実施していきます。
内容	・求められる職員像を明確にし、職員のやる気を引き出すことのできる人事考課制度 を見直します。
	・評価基準を明示することによって、期待成果や期待行動を明確にします。
	・適切に評価することによって、成長や行動革新のための方向性を職員に伝えていき ます。
	・適切な評価に沿った処遇を行うことによって、職員のモチベーションを高めるようにします。
	・e ラーニングの活用を検討します。
	※令和7年度(2025 年度)より実施

事業名	② 会員募集
基本方針	4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します
基本目標	4-(1) 法人の運営強化
内容	・住民を対象とした普通会員、法人・企業を対象とした法人会員の募集を行い、社協事業に必要となる財源の確保に努めます。 ・会費の必要性・使途について周知を図り、会員の増加に向けて取り組んでいきます。

第3部 第2次あま市成年後見制度 利用促進基本計画

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の意義

(1)計画策定の目的

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断の能力が不十分である ために契約等の法律行為における意思決定が困難な方々の生命、身体、自由、財産などの権利を守る ことを目的として、平成12年(2000年)から始まりました。

今後、認知症高齢者や単身高齢者、障がい者世帯の増加が見込まれる中、ますます成年後見制度の利用のニーズは高まってくると考えられます。

こうした状況の中、平成28年(2016年)5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。これを受け、厚生労働省は同法に基づく第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5年間)(以下、「国計画」といいます。)を策定し、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度の利用の促進及び権利擁護支援を推進する方向性や施策を示しました。

第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画(以下、「第2次計画」といいます。)では、国計画の内容を踏まえ、ノーマライゼーションや支援を必要とする方々の自己決定権の尊重等の理念、本人保護の理念、意思決定支援の考え方を基に、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用となるよう取り組みます。

また、包括的な成年後見支援や権利擁護支援が行き届く、「地域共生社会」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次計画を策定しました。

■ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に、当たり前に生活できるような社会こそが正常(ノーマル)な社会であるという考え方やこうした社会を実現する取り組みをいいます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者となる成年後見人、成年保佐人、成年補助人(以下、「成年後見人等」といいます。)を家庭裁判所が選任することで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、住み慣れた地域で本人らしい生活を送るために必要な権利擁護支援における重要な手段のひとつです。

成年後見制度には、大きく法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選任される制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

■成年後見制度の種類

区分	類型	対象	申立てできる範囲	援助者	監督人の選任
法定 後見 制度	補助	判断能力が不十分 な方	・本人 ・配偶者 ・4親等内の親族 ・市町村長 など	成年補助人	補助監督人
	保佐	判断能力が著し< 不十分な方		成年保佐人	保佐監督人
	後見	判断能力が欠けて いるのが通常の状 態の方		成年後見人	後見監督人
任意 後見 制度		判断能力が不十分にいた任意後見契約に	任意後見監督人を 全件で選任		

[※]法定後見制度における監督人は、必要に応じて家庭裁判所の判断で選任されます。

2 計画の位置づけ

(1)計画の法的根拠

第2次計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、市町村が定める基本的な計画です。同項では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。

国計画においては、『地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。』とされています。

■地域連携ネットワーク

地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての 人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみを指します。

(2) 他の計画との関連性

第2次計画は、最上位計画の「第2次あま市総合計画」や上位計画の「第3次あま市地域福祉計画」の ほか、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、成年後見支援及び権利擁護支援を向上していくた めの取り組みを示すものとして位置づけます。

また、社協が策定する「第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」とも整合を図り、相互に連携した計画とします。なお、第2次計画の位置づけのイメージは本書の27ページと同様です。

(3)計画の期間

第2次計画の計画期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を期間とします。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

■計画期間

令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
第1次	画信							
見直	し		第	2次計画				,
					見正	し	第3次	は計画



第2章 成年後見制度を取り巻く現状



第2章 成年後見制度を取り巻く現状

1 本市の人口と高齢者・障がい者の状況

(1) 高齢者の状況

令和5年(2023年)4月1日現在、本市の人口は88,613人で、そのうち65歳以上は23,091人、75歳以上は13,297人となっています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)を迎え、認知症高齢者が増加する(いわゆる2025年問題)など、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化・増大することが見込まれます。

■人口と高齢者の状況

(人)

人口	65歳以上人口	75歳以上人口
88, 613	23, 091	13, 297

※令和5年(2023年)4月1日現在

資料:市民課

■人口に占める高齢者の割合

(%)

65歳以上	75歳以上
26.05	15.00

※令和5年(2023年)4月1日現在

資料:市民課

■認知症高齢者の日常生活自立度の状況

(人)

認知症自立度	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護 5	合計
自立	310	362	73	120	67	39	24	995
I	176	288	131	132	65	62	17	871
Ιa	27	35	140	81	37	18	9	347
Πb	46	17	366	201	130	91	44	895
Ша	3	7	88	139	198	156	108	699
Шb	1	0	19	28	49	40	43	180
IV	0	0	0	3	17	59	97	176
М	0	0	1	1	4	5	12	23
合計	563	709	818	705	567	470	354	4, 186

※令和5年(2023年)4月1日現在

資料:高齢福祉課

(2) 知的障がい者及び精神障がい者の状況

令和5年(2023年)4月1日現在、療育手帳所持者は708人で、平成30年(2018年)4月1日現在 と比較して123人増加しています。

また、令和5年(2023年)4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,132人で、同様に比較して320人増加しています。

手帳所持者数も増加傾向にあり、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが高まっています。

■療育手帳所持者の状況

(人)

時点	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	合計
令和5年(2023年) 4月1日	261	176	271	708
平成30年(2018年) 4月1日	231	145	209	585

資料:障がい福祉課

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(人)

時点	1級(重度)	2級(中度)	3級(軽度)	合計
令和5年(2023年) 4月1日	153	770	209	1, 132
平成30年(2018年) 4月1日	109	550	153	812

資料:障がい福祉課



(1) 成年後見制度の利用状況

本市における成年後見制度の利用状況は、令和4年(2022年)12月31日現在、後見類型が61人、保佐類型が14人、補助類型が7人、任意後見が0人となっています。平成30年(2018年)12月31日 現在の人数と比較すると、5人増加しています。

■名古屋家庭裁判所管内のあま市内の被後見人等の人数

(人)

時点	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
令和4年(2022年) 12月31日	61	14	7	0	82
平成30年(2018年) 12月31日	65	8	4	0	77

資料:名古屋家庭裁判所

(2) 成年後見支援及び権利擁護支援の体制

本市では、令和元年(2019年)10月28日に初めて開催した「あま市権利擁護支援センター設立準備委員会」を全6回開催し、中核機関及び権利擁護センターの設立に向けた協議を重ねてきました。その後、令和3年(2021年)4月1日に「あま市権利擁護センター」を設置し、同年7月1日から開所しました。このセンターは福祉部社会福祉課に設置しています。

中核機関は、社協と機能分散型で設置し、相互に連携・協働して相談支援を行える体制を整えています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、同委員会は協議会へ移行して「あま市成年後見制度利用促進協議会」として継続し、地域の成年後見支援及び権利擁護支援について協議しています。

■中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を指します。具体的な役割は次の3点です。

①司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

②事務局機能

地域における協議会を運営します。

③進行管理機能

支援過程において重要な判断を要する「支援方針」「候補者推薦(受任調整)」「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援します。

■権利擁護センター

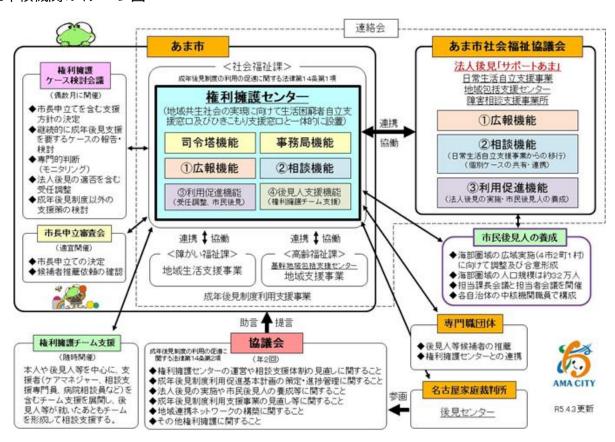
認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない状態となり、本人自身で契約などの法律行為における意思決定が難しい方の暮らしや財産などの権利を守るため、成年後見制度の利用の促進を中心とした、専門的な支援を行う相談支援機関です。

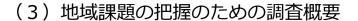
■協議会

各地域において、司法を含む専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が連携体制を強化し、多職種間での更なる連携強化策などの地域課題の検討・調整・解決などを行う合議体です。

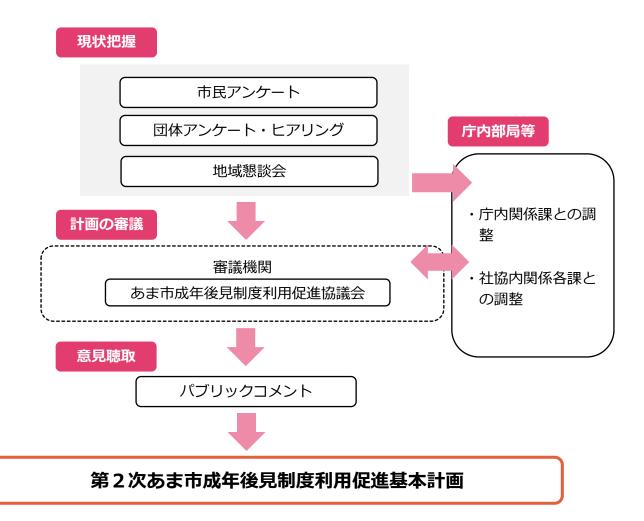
本市では、成年後見制度利用促進基本計画に関することも所掌事務としています。

■中核機関のイメージ図





第2次計画の策定に当たり、市民の協力のもと、アンケートなどの調査により、成年後見制度に関する現状を把握しました。この結果を踏まえ、あま市成年後見制度利用促進協議会による計画の審議や 庁内部局等の調整、パブリックコメントを経て策定しました。



■現状把握と意見聴取の方法

区分	概要
	18歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、調査票を郵送する方法で実
	施しました。
市民アンケート調査	設問内容は成年後見制度の認知度、判断が十分にできなくなった場合の
	成年後見制度の利用希望、成年後見制度の相談先、権利擁護センターに期
	待することの4点をうかがいました。
	市内の関係団体30団体に調査票を郵送する方法で地域福祉に対するご
 団体アンケート及び	意見をうかがい、今後の取り組みへの反映を目的として実施しました。
団体とアリング調査	また、ご協力いただいた6団体に対し、対面でのヒアリング調査を実施し、
四件にアプノノ副直	うち高齢者関係団体と障がい者関係団体の1団体ずつに、成年後見制度
	に関する内容を聞き取りしました。
 地域懇談会の実施	「地域福祉の課題の共有と課題解決のアイデア」をテーマに、対面形式で地
地域态談云の天心	域住民の立場で協議・検討することを目的に、全3回開催しました。
パブリックコメント	広報あま、市公式ウェブサイトにより、計画策定に当たってのご意見及び
の実施	情報を広く市民から募集しました。

■市民アンケート結果の留意事項

- ① 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、比率の合計が100%にならないこともあります。
- ② 回答率(%)は、その質問の回答者数を母数として算出しました。
- ③ 基数となるべき実数(n)は、設問ごとの回答者数として掲載しました。比率については、この回答者数を100%として算出しています。
- ④ 複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数とし、その項目を選び、〇印をつけた 人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は100% を超える場合もあります。

■あま市成年後見制度利用促進協議会の設置

司法関係者、医療機関関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「あま市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、第2次計画の策定に関して審議しました。

■パブリックコメントの実施

広報あま、市公式ウェブサイトにより、計画策定に当たってのご意見等を広く市民から募集しました。

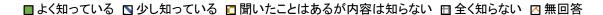
(4)調査結果

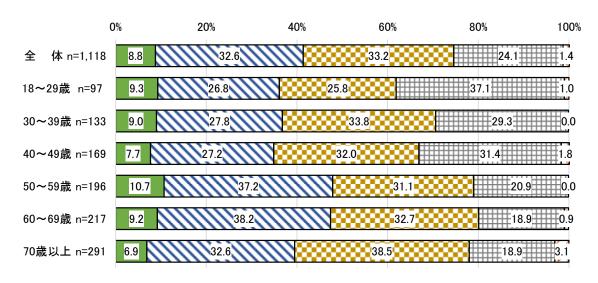
【①市民アンケート】

市民アンケートの調査結果と今後の課題をまとめました。

■成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「聞いたことはあるが内容は知らない」と「全く知らない」を合わせると 57.3%と全体の半数を占めており、いずれの年代にも成年後見制度を普及していく必要があります。



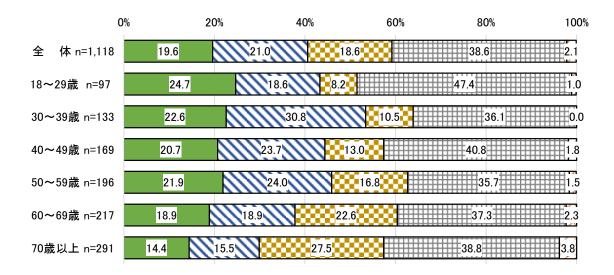


■判断が十分にできなくなった場合の成年後見制度の利用希望

利用希望について、「利用したい」が 19.6%、「利用したいが手続きを知らない」が 21.0%、「利用しない(したくない)」が 18.6%、「わからない」が 38.6%となっています。

今後は成年後見制度の手続き方法を含め、正確に制度内容を伝えられるよう、周知方法や実用的な 周知内容を検討する必要があります。

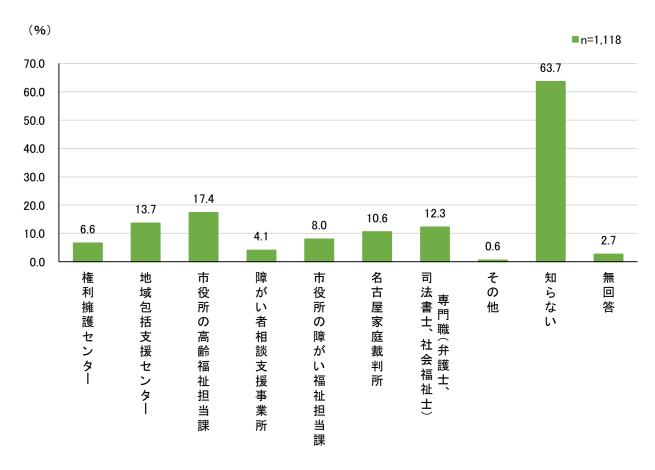
■ 利用したい ■ 利用したいが手続きを知らない ■ 利用しない(したくない) ■ わからない ② 無回答

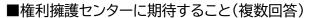


■成年後見制度の相談先(複数回答)

成年後見制度の相談先について、「知らない」が 63.7%と最も高く、「専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)」が 12.3%、「名古屋家庭裁判所」が 10.6%、「権利擁護センター」が 6.6%となっています。

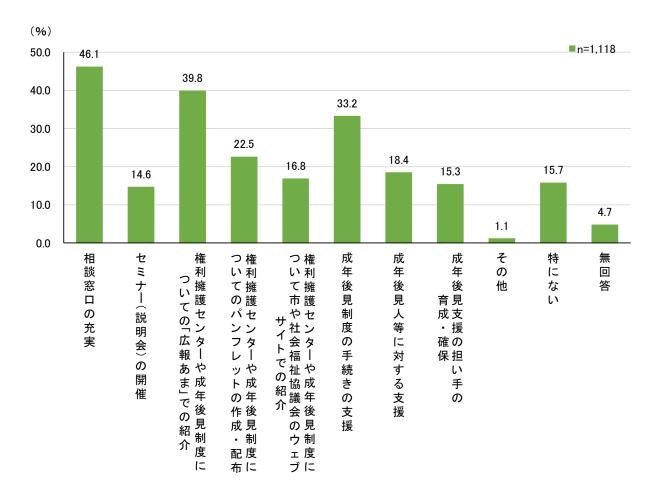
さまざまな相談機関がある中で、権利擁護センターの認知度をさらに高め、中核機関としての機能 を存分に発揮できるよう、多様な媒体を活用し、活動をPRしていく必要があります。





権利擁護センターへの期待について、「相談窓口の充実」が 46.1%と最も高く、次いで「権利擁護センターや成年後見制度についての「広報あま」での紹介」が 39.8%、「成年後見制度の手続きの支援」 が 33.2%となっています。

成年後見支援及び権利擁護支援における明確な相談窓口として機能し、さらに充実した窓口となるよう、認知度を上げていく取り組みを展開する必要があります。また、職員の資質向上に努め、幅広い事案に対応できるようにしていく必要があります。



【②団体アンケート及び団体ヒアリング】

成年後見制度及び権利擁護について、高齢者関係団体及び障がい者関係団体を対象に、1団体ずつ 実施した団体ヒアリングの調査結果と今後の課題をまとめました。

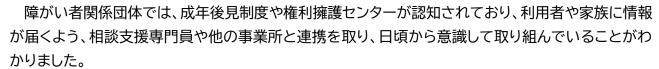
高齢者関係団体では、権利擁護センターが認知されているほか、本人の状態に応じたサービスを有効に利用できるよう支援したり、連携したりするなど、工夫して取り組んでいることがわかりました。

その一方、支援を要する方が相談支援につながりやすくなり、福祉関係団体とより連携が取れるよう、より広く権利擁護センターの取り組みを周知する必要があります。また、支援者向けに正しく成年後見制度の利用の促進や身元保証との関係について理解を促す取り組みを行う必要があります。

■高齢者関係団体

質問内容	回答概要
社会福祉課には生活困窮者 自立支援窓口や権利擁護セン ターがあります。顔の見える 関係づくりをしていくために も、社会福祉課に期待するこ とはありますか。	 ・本人の状態に見合ったサービスが利用できるよう、権利擁護センターなどの窓口においてさらなる取り組みを期待したい。 ・社会福祉課の各相談窓口ともつながり、本人の状態に沿った選択ができるよう、より連携していきたい。 ・相談窓口の役割を知れるよう、施設職員向けや利用者の家族向けの出前講座も有効活用したい。
社会福祉課では、成年後見制度の利用の促進を支援する権利擁護センターを設置・運営しています。権利擁護センターをご存知ですか。	・研修などで権利擁護センターを知る機会はあるが、権利擁護センターという名称が一般的になじみにくいように感じる。・より広く知ってもらえるように広報の仕方を工夫すると良いと思った。
利用者の中で金銭管理や預 貯金などの資産管理、各種手 続き(法律行為)において、成 年後見制度が必要なケースは どう支援されていますか。	・施設利用者はすでに成年後見人等が就いていることが多い。・金銭管理などで支援を要する利用者がいる場合は、金額のやさしい民間の身元保証団体を親族などに提案してつなげるなど支援している。





その一方、権利擁護センターへつながったケースはまだないことから、中核機関として関係団体への広報・啓発を実施することが有効だと思われます。また、相談につながりやすくなるよう、関係団体に足を運ぶなどして、顔の見える関係づくりに努める必要があります。

■障がい者関係団体

質問内容	回答概要
親なきあとの障がい者の生活 を支えるひとつの手段とし て、成年後見制度があります が、成年後見制度の利用実績 (支援実績)はありますか。	 ・相談支援専門員から成年後見制度のパンプレットをもらって説明を受け、利用者や家族に周知を依頼されたことがある。 ・当時は成年後見制度が必要な利用者はいなかったが、いまはひとり利用している。 ・親なきあとの障がい者の生活に関しては、グループホームを利用者や家族に紹介し、早めに相談支援専門員をつけて準備するなど、取り組んでいる。
社会福祉課では、成年後見制度の利用の促進を中心に相談支援を実施している権利擁護センターを設置しています。利用者本人やご家族に紹介したことはありますか。	 ・将来的に成年後見制度が必要になりそうな利用者が何人かいる。 ・成年後見制度や権利擁護センターの情報をもらえたし、相談先があることを知れたため、日頃から意識して利用者や家族と接するようにしたい。 ・必要な時にはいつでも相談できるように体制を整えておきたい。
社会福祉課には、生活困窮者 自立支援窓口や権利擁護セン ターを設置しています。顔の 見える関係づくりをしていく ためにも、社会福祉課に期待 することはありますか。	・今回のように顔と顔を合わせて会話できることが関係づく りになると感じており、より相談に行きやすくなる。 ・今後も継続して事業を盛り上げて取り組んでほしい。

第3章 計画の基本理念と基本目標



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本的な考え方

成年後見制度の利用の促進に当たっては、成年後見制度の趣旨にもある「ノーマライゼーション」や「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、法律や国計画、社会情勢などを踏まえ、改めてその運用やあり方を検討し、適宜見直ししていく必要があります。

これまでの成年後見制度は財産の保全の観点が重視され、本人の利益や生活の質を向上するために、財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきました。

これを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した地域づくりが求められます。

このことから、本市においても成年後見制度の利用を必要とする本人がメリットを実感できる制度 運用となるよう体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現を目指します。

そのための基本的な考え方として、

- ○本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度運用とします。
- ○成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性を十分考慮した上で、適切に制度利用できるよう、連携体制等を整備します。
- ○不正防止等の施策を推進します。
- ○司法と福祉のさらなる連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援を 適切に受けられるようにします。
- ○本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを一層充実させます。

これらにより、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護 支援を推進します。

2 基本理念

計画策定の目的や基本的な考え方などを踏まえ、成年後見制度の利用の促進や権利擁護支援から「地域共生社会」の実現を目指すため、第2次計画では「誰もが自分らしく安心して暮らせる みんなでつくる権利擁護のまち あま」を基本理念とします。

基本理念

誰もが自分らしく安心して暮らせる みんなでつくる権利擁護のまち あま

3 基本目標

第2次計画の基本目標を「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」「権利擁護に係る相談支援体制の充実」「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の3つとし、これをもとに施策・事業を展開していきます。

基本目標1

権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

支援を必要とする人が成年後見制度を利用し、自分らしい生活を送るためには、地域の構成員が互いを認め合い、尊重し合うことのできる地域づくりが求められます。成年後見制度を十分に周知し、本人や親族、支援者、地域住民が制度を正しく理解できるよう取り組みます。

基本目標2

権利擁護に係る相談支援体制の充実

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつです。本人が住み慣れた地域で自分らしい 生活を送ることができるよう支援するに当たり、本市においても、制度利用に躊躇せず、本人や親族、 支援者が気軽に相談できる体制を整えます。また、本人の意思を丁寧に汲み取り、権利を擁護してい く意思決定支援と身上保護を重視します。

基本目標3

権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

支援を必要とする人が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域ぐるみでの支援体制の構築が求められます。地域連携ネットワークのさらなる充実のほか、権利擁護支援の担い手の確保や育成に取り組みます。



基本理念	基本目標	施策・事業
誰もが自分らしく安心して暮らせる	1 権利擁護支援が き届くための普 と理解促進	
l分 ら-	C-13TRC	②関係者向けの広報・啓発活動
みんな		①相談窓口の周知
心して		②他事業との連携・協働
みんなでつくる権利擁護しく安心して暮らせる	2 権利擁護に係る相談支援体制の充実	③権利擁護ケース検討会議の開催相
利権		実 ④審判申立て支援の充実
でのまち		⑤成年後見人等支援の充実
		⑥成年後見制度利用支援事業の見直しの検討
T HERE 3 TATOLAC		①協議会の開催
10 ANBORTE 11 TABLISHS	3 権利擁護を通じた地域づくりのため	
16 FREGRE	の体制整備	③法人後見の担い手の確保・育成
\(\)		④市民後見人の養成

第4章 計画の施策と事業



1 権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

成年後見制度は、本人の権利を擁護するためのひとつの手段であり、利用促進には、制度の理解を 正しく地域に浸透させる必要があります。

このことから、多様なツールを活用した広報・啓発活動を行うとともに、市民向けの講演会を開催するほか、支援者や関係者向けの研修会を実施します。これらにより制度の普及と理解の促進を図り、支援者や関係者と顔の見える関係づくりにつなげます。

①市民向けの広報・啓発活動

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
広報活動	市公式ウェブサイトや広報あま、リーフレット、SNS(LINE、Instagram 等)などの多様な手段を活用し、成年後見制度や権利擁護センターを周知します。	成年後見制度や権利擁護センターを認知し、理解する人が増えている。
啓発活動	成年後見制度を中心とした権利擁護に 関する講演会などを開催します。	支援が必要な人に情報が届いている。

②関係者向けの広報・啓発活動

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
広報活動	市公式ウェブサイトや広報あま、リーフレット、SNS(LINE、Instagram 等)などの多様な手段を活用し、成年後見制度や権利擁護センターを周知します。	成年後見制度や権利擁護センタ ーを認知し、理解する人が増えて
=h 7% \ T = L	成年後見制度を中心とした権利擁護に 関する講演会などを市民向けの活動と あわせて開催します。	いる。 支援が必要な人に情報が届いて いる。
啓発活動	支援者や関係者(福祉支援者や医療機関、金融機関等)向けの研修会を開催します。	顔の見える関係ができている。









2 権利擁護に係る相談支援体制の充実

成年後見制度は、家庭裁判所に審判申立てする司法制度です。なじみのある地域で気軽に制度に関する相談ができるよう、権利擁護センターが中核機関の要となって、相談支援できる体制づくりが求められます。

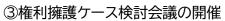
このことから、本人や親族、支援者、関係者がつながりやすくなるよう、明確化した相談窓口をより 一層周知します。また、司法制度であることを踏まえ、弁護士や司法書士などの専門職との連携を強 化するほか、他事業間の連携・協働により、成年後見制度を利用しやすい環境や体制を整えます。

①相談窓口の周知

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
周知活動	中核機関の司令塔として、権利擁護センターが十分に機能し、センターの存在が浸透するよう、リーフレットやポスターを作成し、公共施設や関係機関に配布・掲示します。	権利擁護センターの認知度が上 がっている。

②他事業との連携・協働

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
他事業の相談窓口との連携・協働	権利擁護センターを生活困窮者自立支援 窓口や子ども・若者相談窓口と一体的に 設置します。 日頃の事業間の連携により、支援を必要 とする方がつながりやすい体制を整えま す。	
社協との連携・協働	中核機関は機能分散型で設置し、あま市 社協も相談機能の一部を担っています。 社協には、法人後見、日常生活自立支援 事業、地域包括支援センター、居宅介護 支援事業所、障害相談支援事業所など、 複数の相談支援機能があるため、中核機 関の一員として権利擁護センターとの相 互の連携・協働を強固にします。	日頃から各分野の事業と連携・協 働することで、支援を必要として いる人の権利が擁護されている。



主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
成年後見制度の 利用の適否を含 む支援方針の検 討	成年後見制度は司法制度であるため、権利擁護センターのみで支援方針を判断・決定するのではなく、弁護士や司法書士といった司法関係者、医療・福祉の専門職の意見を聞きながら、相談支援を展開し、支援方針を決定します。	司法と福祉の専門職を交え、本人 の状態や課題に見合った支援方 針を決定できている。
成年後見人等候 補者の受任調整	より専門的に判断できるよう、権利擁護ケース検討会議を2か月に1回開催し、制度利用の適否に加え、本人が抱える課題から、誰が成年後見人等になることがふさわしいか、成年後見人等候補者の受任調整を行います。	本人にふさわしい成年後見人等 候補者を調整することができて いる。

④審判申立て支援の充実

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
審判申立て手続きのサポート	成年後見制度の審判申立ては、個々のケースに応じて必要書類が異なることがあります。 本人や親族が審判申立てしやすくなるよう、権利擁護センターにおいて手続きのサポートや受任調整を行い、支援を展開します。	審判申立てのサポートや受任調整することで、安心して手続きでき、成年後見制度の利用につながる。
家庭裁判所との 連携	審判申立てに当たっては、本人の状態や課題を整理し、家庭裁判所と本人像を共有することでスムーズに手続きを進められるよう、日頃から家庭裁判所と顔の見える関係をつくり、密に連携します。	家庭裁判所と連携が取れ、審判 申立てがよりスムーズに行えてい る。



⑤成年後見人等支援の充実

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
	審判申立てした後、後見等開始の審判が 確定したら、成年後見人等が法定代理人 として後見活動を開始します。	
成年後見人等へ のバックアップ	本人の課題を順次解決できるよう、権利 擁護センターにて成年後見人等からの相 談も受け、ともに課題解決に向けて取り 組みます。	成年後見人等が安心して後見活 動を実施できている。
	また、後見活動報告などの書類作成も支援するとともに、不正防止につなげます。	
権利擁護チーム 支援会議の形成・ 開催	本人や成年後見人等を中心としたチーム を形成し、チーム支援を展開して、成年後 見人等が就いたあともスムーズに支援を 継続できるよう調整します。	本人や成年後見人等を中心としたチーム支援により、支援者が孤立せず、円滑に本人支援が進んでいる。

⑥成年後見制度利用支援事業の見直しの検討

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
審判申立て費用の助成	審判申立てを行いやすくなるよう、審判 申立て費用を助成します。	
	また、助成要件の見直しについても、国 等の動向や相談状況などを鑑みて、適宜 見直しを検討します。	経済的な理由により制度利用を
成年後見人等へ	本人が成年後見制度の利用を継続でき るよう、成年後見人等に対する報酬を助 成します。	ためらうことなく、利用しやすい 環境となる。
の報酬助成	また、助成要件の見直しについても、国 等の動向や相談状況などを鑑みて、適宜 見直しを検討します。	





3 権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

①協議会の開催

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
権利擁護センタ ーの運営や相談 支援体制の見直 し検討	司法や福祉の専門職で構成する成年後 見制度利用促進協議会を開催し、センタ 一の運営状況を報告するとともに、必要 に応じて相談支援体制の見直しを検討し ます。	センター運営の透明性を確保し、 相談支援体制が整う。
成年後見制度利 用促進基本計画 の策定及び進捗 管理	計画の進捗管理を行い、必要に応じて見 直しするほか、次期計画の策定などの審 議機関として、計画の策定や推進を担い ます。	権利擁護支援を計画的に推進できている。
地域連携ネットワ ークの構築	成年後見支援から権利擁護の地域連携 ネットワークを構築し、地域情勢を鑑みな がら必要に応じてネットワークを強化し ます。	権利擁護支援を通じて地域づく りが充実している。

②専門職団体との連携体制の整備

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
愛知県弁護士会 との連携		
成年後見センタ ー・リーガルサポ ート愛知支部と の連携 愛知県社会福祉	受任調整後、円滑に成年後見人等候補者が推薦されるよう、事前に愛知県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート愛知支部、愛知県社会福祉士会と事業の趣旨や目的を共有し、連携体制を整備します。	本人にふさわしい成年後見人等 候補者を調整することができて いる。
士会との連携		専門職団体と連携することで本人が安心して制度利用すること
他の士業団体との連携	上記3団体以外に、本人の抱える諸課題 に対して柔軟に対応できる体制をつくれ るよう、さまざまな専門職団体との連携 体制を構築します。	ができている。

③法人後見の担い手の確保・育成

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿
法人後見の受任 件数の増加	法人が成年後見人等として受任する件数を増やします。 本市では、社協が中核機関の一員として 法人後見業務を実施しています。法人は 地域に根ざした支援の展開や関わりを持 てる利点があり、福祉的支援の必要性が 大きいケースなどを受任できるよう取り 組みます。	法人(組織)で本人支援に当たることで、本人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができている。
法人後見の担い手の確保・育成	法人後見は福祉的支援の比重が大きいケースなどを受任する方針としています。 本人の状況に応じて、細部にわたって支援できる体制が整うよう、担い手を確保するため、法人後見支援員を育成していきます。	担い手を確保・育成することで、 きめ細かい支援体制を構築で き、本人が住み慣れた地域で安 心して生活を送ることができて いる。

④市民後見人の養成

主な取り組み	取り組み内容	目指す姿	
海部圏域における会議体の設置	専門職や法人以外で成年後見支援の担 い手を確保できるよう、市民後見人の養 成に取り組みます。		
	市民後見人の養成は、スケールメリットから広域で実施できるよう、海部圏域で会議体を設置し、合意形成を図ります。	市民後見人を養成することで、地 域で支えるしくみができている。	
市民後見人の養 成事業の企画立 案	海部圏域の会議体において、市民後見人 の養成に向けた事業計画を作成し、実施 に向けて取り組みます。		



資料編

第1部 第3次あま市地域福祉計画

(1) あま市地域福祉計画推進委員会要綱

令和2年5月31日 告示第112号

あま市地域福祉計画策定委員会要綱(平成24年あま市告示第51号)の全部を改正する。 (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づくあま市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び施策の推進に関し、市民等からの意見を広く聴取し反映させるため、あま市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) あま市地域福祉計画の策定及び検証に関する事項
 - (2) 庁内関係部局調整会議等の報告を踏まえ、あま市地域福祉計画に基づき実施される施策の進 捗管理及びその改善方策に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 保健・医療関係代表
 - (2) 社会福祉関係代表
 - (3) 高齢福祉関係代表
 - (4) 児童福祉関係代表
 - (5) 教育関係代表
 - (6) 学識経験者
 - (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、任期中の計画における最終年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。また、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(2) あま市地域福祉計画推進委員会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
	あま市医師代表	下方 辰幸	
保健·医療関係者	あま市歯科医師連絡協議会代表	渡邊 剛	
	医療法人代表	鈴木 千鶴	
社会福祉関係者	あま市心身障害児(者)保護者会会長	静谷 貴代子	
社会領征 国际自	あま市社会福祉協議会会長	服部 章平	
	あま市民生児童委員協議会会長	井村 なを子	副委員長
高齢福祉関係者	あま市老人クラブ連合会会長	谷川 輝純	
	老人福祉施設代表	加藤 美由紀	
旧亲短处现场老	あま市子ども会連絡協議会会長	小林 直也	
児童福祉関係者 	あま市立保育園保育士長	山本 正子	
	あま市教育委員会教育長職務代理者	溝口 正己	
教育関係者	あま市小中学校長会会長	横井 三千代	
	あま市PTA連合協議会会長	中村 伸二	
学識経験者	同朋大学社会福祉学部特任教授	牧村 順一	委員長
	津島保健所健康支援課課長	石田 洋子	
その他市長が必要と	NPO法人ほっとネット・みわ理事長	立松 愛唯	
認める者	あま市福祉部部長	後藤 幸元	

(敬称略・順不同)

(3) 地域懇談会 結果概要

各グループ共通の課題

災害・防災

- ① 自主防災を活発に
- ② 避難所を明確に
- ③ 障害者の避難計画ができていない・福 祉避難所がない
- ④ 災害時、区域に置かれた状況をいちは やく知らせるにはどうしていくのが 良いか
- ⑤ 災害時に不安を抱える人への支援

介護・高齢化

- ① 一人で買い物に行くことができない
- ② 民生委員として、担当の高齢者の方々 が多すぎて、本当に支援が必要な方の サポートが不十分
- ③ 独り暮らしの人の支援
- ④ 子どもと高齢者の方が遊べること

課題解決のためのアイディア

災害・防災

- ① ・スクールガードなどを町内会などへ有償委託する。
 - ・地域によっては活発な内容で行われていると ころもあるので、その方達に自主防災の役員に アドバイスの場を設けてもらう。
- ② ・町内で回覧板での発信。
 - ・避難体験会(例:避難所に一泊してみよう)
- ③ ・行政、福祉防災専門家、当事者で話し合う場 を作る。
- ④ ・区できずなネットを入れて情報網をつくろう としているが、加入が進まない。お金がかかる。
- ⑤ ・行政は、実態を知るために当事者(色々な障がいの人達の)ヒアリングをしてほしい。
 - ・市防災会議に障がい者の方も参加するべき。

介護・高齢

- ① ・伊福地区ではボランティアが同行するとか、 かわりに買い物するとか実施している。他の地 区でも実施。
- ② ・高齢者の多い地域は民生委員の数を増やし、 担当人数を減らす。
- ③ ・(移動手段) 高齢者の足の確保に対する地域の 人による活動の奨励。補助金の支給を考えてほ しい。
- ④ 子ども食堂に高齢者も同時に招待して昔話など してほしい。

Aグループ

【近所付き合いの希薄】

- ① 近所付き合いが少なくなってきた・近所の方の名 前と顔がわからない
- ② 世代間の交流が少ないように思える
- ③ 健常者と障がい者の交流の場

【人材確保】

- ① ボランティアグループ内の人数が減っている
- ② 障がいを持つ親へのサポートが不足(情報不足) 【情報】
- ① ほしい情報の取り方がわからない
- ② SNS 等、デジタルの推進が図られているが、高齢者が追いついていけない現状がある

【教育】

- ① 不登校の増加(低年齢化)
- ② 学生が家以外で勉強できる場がない



【近所付き合いの希薄】

- ① ・あいさつの励行。声をかけあう習慣をつける。
 - ・町内会の案内などの際に、近所を紹介する。
- ② ・各世代を入れて出来るスポーツを取り入れる。
- ③ ・市役所を中心に障害者が地域に出られる機会を作る。 例:市役所での物販や地域事業の一部を障害者施設へ 委託するなど。

【人材確保】

- ① ・広報の充実をする。どんなボランティアがあるのか、 どんなボランティアを必要としているのか、それがわ かる場所を知らせる。
- ② ・市役所・社協が民間の支援団体と連携する。

【情報】

- ① ・役所も含め、わかりやすい IP 作りや情報提供。
- ② ・スマホ等の教室や地域の掲示板に情報を貼るなど、ア ナログな周知も必要

【教育】

- ① ・フリースクールや家でも遊べる仕組みがあってもいいのでは
- ②・公共施設の空き室の利活用を考えてはどうか。

各グループ個別の課題

Bグループ

【障がい】

- ① 障がい者(児)の病院受診のハードルが高い
- ② 必要な支援が障害の種別によって受けられない事がある (オムツ・車いす等)
- ③ 支援級の指導 学校によって、先生によって差がある

【子育て】

- ① 引きこもりの方の対処
- ② 公園が機能していない

ボランティア・情報入手

- ① ボランティアに参加してくれる方が少ない
- ② 困った時に相談できる場所がわからない

Cグループ

【学校】

- ① 学齢の不登校が増えていること
- ② その他

【子ども】

- ① 子育て世代のサポート
- ② 医療ケア児への支援がないこと
- ③ 大人のサロンは多いが子どものサロン

【外国人】

- ① 外国人への支援(壁がある)
- ② 外国人への災害時の避難行動支援

ボランティア

① 貸館 安くしてほしい



課題解決のためのアイディア



【障がい】

- ・配慮していただける病院に対してステッカーなどわかりやすい表示をしてもらう。
 - ・地域の病院の方々に障がい特性を学んでいただき、受 診時間の配慮など受け入れ体制を考えていただきた い。
- ② ・支援の対象を広げる。(障がいの名前ではなく実際の 困りごとに対して支援)
- ③ ・支援級の先生が同じように指導出来るよう、先生方を 指導する場、機会を設ける。

【子育て】

- ① ・フリースクールなど学校以外の居場所を作る。それに対する予算をつける。
- ② ・公園の整備、草むしり、遊具、日陰、安全性。
 - ・中央公園を作る。健常者、障害者も利用できる公園。

【ボランティア・情報入手】

- ① ・ボランティアという言葉はハードルが高いので、「~をしてくれる方募集」というようなハードルを下げた 文句で地域の掲示板等(皆さんの目にとまる所)を活 用する。
- ② ・まずはここに相談するという窓口を作り、そこから担当課へつなげる。

【学校】

- ① ・スクールサポーターがいるが知識のない人がいる。一定の知識(レベル up を)
- ② ・支援員を増やす。3限で帰ってしまう。最後までいてほしい。

【子ども】

- ① ・子育て世代の孤立をさせない交流を。こどもまつりの企画をしては。
- ② ・行政へ個人情報で片づけず地域に発信して助けてくれる人を見つけてほしい。(国の方針は義務)
 - ・交流会を作り、専門家がサポートして支援を広げ てゆく。
- ③ ・子どものサロンを作る。(土・日月1回) 行政のサポートと高齢者で。
 - ・大人のサロンに幼児も参加する会をつくる。

【外国人】

- ・コミュニティーをさがしてアプローチをしていく。
- ② ・学校から地域防災訓練のお知らせを配布してもらう。

【ボランティア】

① ・コミュニティー等施設利用の制約条件が多い。もっと気安く使える様にする。(料金・用途)

第2部 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

(1) 社会福祉法人あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条の規定に基づくあま市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の策定及び施策の推進に関し、市民等からの意見を広く聴取し反映させるため、あま市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) あま市地域福祉活動計画の策定及び検証に関する事項
 - (2) 社会福祉協議会内部調整会議等の報告を踏まえ、あま市地域福祉活動計画に基づき実施される施策の進捗管理及びその改善方策に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 保健・医療関係代表
 - (2) 社会福祉関係代表
 - (3) 高齢福祉関係代表
 - (4) 児童福祉関係代表
 - (5) 教育関係代表
 - (6) 学識経験者
 - (7) その他会長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、任期中の活動計画における最終年度の3月31日までとする。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。また、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人あま市社会福祉協議会において処理する。



(報酬及び費用弁償)

- 第8条 委員の報酬及び費用弁償については、あま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例を準用する。ただし、条例中の「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月31日から施行する。

(2) あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
	あま市医師代表	下方 辰幸	
保健·医療関係者	あま市歯科医師連絡協議会代表	渡邊 剛	
	医療法人代表	鈴木 千鶴	
社会福祉関係者	あま市心身障害児(者)保護者会会長	静谷 貴代子	
11公佃业民际自	あま市社会福祉協議会会長	服部 章平	
	あま市民生児童委員協議会会長	井村 なを子	副委員長
高齢福祉関係者	あま市老人クラブ連合会会長	谷川 輝純	
	老人福祉施設代表	加藤 美由紀	
旧辛拉加朗瓜老	あま市子ども会連絡協議会会長	小林 直也	
児童福祉関係者 	あま市立保育園保育士長	山本 正子	
	あま市教育委員会教育長職務代理者	溝口 正己	
教育関係者	あま市小中学校長会会長	横井 三千代	
	あま市PTA連合協議会会長	中村 伸二	
学識経験者	同朋大学社会福祉学部特任教授	牧村 順一	委員長
	津島保健所健康支援課課長	石田 洋子	
その他会長が必要と	NPO法人ほっとネット・みわ理事長	立松 愛唯	
認める者	あま市福祉部部長	後藤 幸元	

(敬称略·順不同)

第3部 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画

(1) あま市権利擁護センター事業実施要綱

令和3年6月28日 告示第122号 改正 令和5年3月30日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に定めるもののほか、成年後見制度の利用の促進を図るために行う権利擁護センター事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部を法人に委託することができるものとする。
- 2 前項ただし書の規定により事業の委託を受けた者は、事業を円滑に実施するため、成年後見支援 に関する知識及び技能を有する者を配置しなければならない。

(事業の内容)

- 第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 成年後見制度の利用の促進に係る広報・啓発活動に関すること。
 - (2) 成年後見制度の利用の促進に係る相談支援に関すること。
 - (3) あま市権利擁護ケース検討会議に関すること。
 - (4) あま市成年後見制度審判申立審査会に関すること。
 - (5) 市民後見人の養成に関すること。
 - (6) 法人後見の推進に関すること。
 - (7) 地域連携ネットワークに関すること。
 - (8)後見人等(成年後見人、成年保佐人、成年保佐監督人、成年補助人又は成年補助監督人をいう。)の活動に対する支援に関すること。
 - (9) 家庭裁判所との連絡調整に関すること。
 - (10) その他成年後見制度の利用を促進するために市長が必要と認めること。

(実施場所)

第4条 事業の事務局を福祉部社会福祉課に置くこととし、あま市権利擁護センターをあま市役所に 設置する。ただし、第2条第1項ただし書に該当する場合のあま市権利擁護センターの設置場所につ いては、この限りでない。

(対象者)

第5条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する者又は介護保険法(平成9年法律第123号)その 他の法令により市の援護を受けている者とする。

(秘密の保持)

第6条 市長は、事業の実施に当たり、利用者等への応対に十分配慮するとともに、その者の個人情報の保護等についての対策を講じなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が定める。 附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第50号)

この告示は、公示の日から施行する。

(2) あま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

令和3年3月23日 告示第49号 改正 令和3年7月29日告示第128号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用を促進するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市成年後 見制度利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。
 - (1) 権利擁護センターの運営及び相談支援体制の見直しに関すること。
 - (2) あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び進捗管理に関すること。
 - (3) 法人後見の実施、市民後見人の養成等に関すること。
 - (4) 成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること。
 - (5) 地域連携ネットワークの構築等に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

- 第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 司法関係者
 - (2) 医療機関関係者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 協議会の会議は、会長が議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (意見の聴取)
- 第7条 協議会は、必要があると認めるときは会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
 - (あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱の廃止)
- 2 あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱(令和元年あま市告示第7号)は、廃止する。 附 則(令和3年告示第128号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後のあま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(3) あま市成年後見制度利用促進協議会委員名簿

区分	所属	氏名等	備考
司法関係者	弁護士法人スピカ 平田法律商標事務所	弁護士 平田 健人	副会長
PJAIKINH	中村和雄司法書士事務所	司法書士中村和雄	
医療機関関係者	医療法人宝会七宝病院	医療相談員 三和田 篤	
	愛知県社会福祉士会	 社会福祉士 佐藤 和子 	
福祉関係者	あま市・大治町障がい者 支援協議会	生活支援部会 部会長 本塚 麻子	
	社会福祉法人あま市社会 福祉協議会	事務局長 小関 勝	
学識経験者	同朋大学社会福祉学部	教授 吉田 みゆき	会長
関係行政機関の職員	あま市	福祉部長後藤幸元	
その他市長が必要と 認める者	名古屋家庭裁判所	後見センター 主任書記官	オブザーバー

(敬称略·順不同)

第 3 次 あま市 地 域 福 祉 計 画 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画

発行年月:令和6年(2024年)3月

発 行:あま市・社会福祉法人 あま市社会福祉協議会

企画・編集:あま市 福祉部 社会福祉課

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話:052-444-3135(ダイヤルイン) FAX:052-444-1074

社会福祉法人 あま市社会福祉協議会

〒490-1104 愛知県あま市西今宿馬洗46番地

電話:052-443-4291(代表) FAX:052-443-5461